

令和7年第2回砂川市議会定例会

令和7年6月18日（水曜日）第3号

○議事日程

開議宣告

日程第 1 一般質問

延会宣告

○本日の会議に付した事件

日程第 1 一般質問

小 黒 弘 君
高 田 浩 子 君
石 田 健 太 君
山 下 克 己 君

○出席議員（13名）

議 長 多比良 和 伸 君
議 員 是 枝 貴 裕 君
伊 藤 俊 喜 君
高 田 浩 子 君
中 道 博 武 君
沢 田 広 志 君
辻 勲 君

副議長 小 黒 弘 君
議 員 石 田 健 太 君
山 下 克 己 君
鈴 木 伸 之 君
水 島 美喜子 君
武 田 真 君

○欠席議員（0名）

○ 議 会 出 席 者 報 告 ○

1. 本議会に説明のため出席を求めた者は次のとおりである。

砂 川 市 長	飯 澤 明 彦
砂川市教育委員会教育長	板 垣 喬 博
砂 川 市 監 査 委 員	中 村 一 久
砂川市選挙管理委員会委員長	千 葉 美 由 紀
砂 川 市 農 業 委 員 会 会 長	関 尾 一 史

2. 砂川市長の委任を受け説明のため出席する者は次のとおりである。

副 市 長	井 上 守
-------	-------

病院事業管理者	平 林 高 之
総務部 兼 会計管理 部長	三 橋 真 樹
総務部 審議 監	安 原 雄 二
市民部 長	堀 田 一 茂
保健福祉部 長	畠 山 秀 樹
経済部 長	野 田 勉
建設部 長	斉 藤 隆 史
病院事務局 長	朝 日 紀 博
病院事務局 次 長	為 国 泰 朗
病院事務局 審議 監	倉 島 久 徳
総務課 長	岩 間 賢 一 郎
政策調整課 長	安 武 学

3. 砂川市教育委員会教育長の委任を受け説明のため出席する者は次のとおりである。

教育 次 長	玉 川 晴 久
指導 参 事	神 島 亘 基
教育委員会 技 監	徳 永 敏 宏

4. 砂川市監査委員の委任を受け説明のため出席する者は次のとおりである。

監 査 事 務 局 長	下 道 く み こ
-------------	-----------

5. 砂川市選挙管理委員会委員長の委任を受け説明のため出席する者は次のとおりである。

選挙管理委員会事務局 長	三 橋 真 樹
--------------	---------

6. 砂川市農業委員会会長の委任を受け説明のため出席する者は次のとおりである。

農 業 委 員 会 事 務 局 長	野 田 勉
-------------------	-------

7. 本議会の事務に従事する者は次のとおりである。

事 務 局 長	安 武 浩 美
事 務 局 次 長	越 智 朱 美
事 務 局 係 長	野 荒 邦 広

開議 午前 10 時 01 分

◎開議宣告

○議長 多比良和伸君 ただいまから本日の会議を開きます。

議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

直ちに議事に入ります。

◎日程第 1 一般質問

○議長 多比良和伸君 日程第 1、一般質問を前日に引き続き行います。

小黑弘議員。

○小黑 弘議員 （登壇） それでは、早速一般質問を行います。私は大きく 2 点。

まず、1 点目は市立病院駐車場についてお伺いをいたします。市立病院の駐車場は、冬期間が過ぎて以前のような混雑は少なくなったようですが、今も満車のときがあります。3 月議会の答弁で、そもそも駐車可能台数 818 台に対し、1 日平均駐車場利用台数は 970 台と許容台数を超えていることが分かりました。患者さんが来院しやすくすることは患者サービスの上位に位置すると考えます。そこで、以下について伺います。

1 点目は、3 月議会で駐車場の混雑への対応を要請しましたが、その後の対策について。

2 点目は、職員が駐車場を使用する場合、ルールはあるのか。また、あればどのような内容かをお伺いをいたします。

大きな 2 点目として、市立病院附属看護専門学校についてを伺います。看護専門学校は、平成 3 年 4 月に開校した 1 学年 35 名、3 学年で合計 105 名定員の看護師養成課程を有する学校です。また、砂川市立病院で全ての実習ができる道内でも数少ない病院附属の看護学校として多くの看護師を輩出してきました。以下、看護専門学校の現状と今後についてを伺います。

1 点目、入学者数の推移について。

2 点目、卒業生の砂川市立病院への就職率について。

3 点目、病床の大幅削減もあったが、来年の卒業生の採用予定について。

4 点目、看護学生修学資金の貸与状況について。

5 点目、看護学校の建物、設備などの現在の状況と改修計画についてをお伺いします。

○議長 多比良和伸君 病院事務局審議監。

○病院事務局審議監 倉島久徳君 （登壇） 私から大きな 1、市立病院駐車場についてご答弁申し上げます。

初めに、（1）3 月議会以降の対応についてであります。本年 5 月に車通勤している職員、会計年度任用職員及び委託業者職員に対し、改めて通勤に使用している車の車種及びナンバーを記載した駐車場利用許可申請書の提出を求め、駐車場利用許可証の更新を行い、利用者の再把握及び職員などが利用可能な指定駐車場を再周知し、適正な利用を徹底

しております。また、6月からは一部内科医師の診察予約枠を午後に変更したほか、CT、MRI、エコーなどの予約検査のみの診療を午後を実施するなどの対策を講じております。

次に、(2) 職員が駐車場を使用する場合のルールについてであります。駐車場を使用する職員及び会計年度任用職員につきましては、通勤届において通勤距離が2キロメートル以上で通勤手段が車通勤の職員に対し、駐車場利用許可申請書に基づき駐車場利用許可証を発行し、指定駐車場への駐車を許可しております。委託業者職員につきましても職員同様、通勤距離が2キロメートル以上で通勤手段が車通勤の方に対し、駐車場利用許可申請書に基づき駐車利用許可証を発行しております。また、一時的な許可となりますが、けがなどの傷病により、病状が回復するまでの期間について利用を許可する場合もあります。

なお、指定駐車場につきましては、45歳以上の職員、会計年度任用職員及び夜勤者は立体駐車場2階の西側一部区域及び屋上階、45歳未満の職員などは病院西側駐車場、旧市役所跡地となりますが、その北側及び旧看護師宿舍駐車場、附属看護専門学校職員などは学校前駐車場、委託業者職員は旧医師住宅跡地となっており、患者用の駐車スペースに支障が出ないように配慮しております。

○議長 多比良和伸君 病院事務局次長。

○病院事務局次長 為国泰朗君 (登壇) 私からは大きな2、市立病院附属看護専門学校についてご答弁申し上げます。

初めに、(1) 入学者数の推移についてであります。過去5年間の入学者数の状況は、令和7年度26名、令和6年度30名、令和5年度28名、令和4年度30名、令和3年度28名となっております。

次に、(2) 卒業生の砂川市立病院への就職率についてであります。過去5年間の当院への就職状況は、令和7年度、就職者数18名、就職率60%、令和6年度、就職者数19名、就職率73.1%、令和5年度、就職者数23名、就職率74.2%、令和4年度、就職者数19名、就職率63.3%、令和3年度、就職者数11名、就職率39.3%となっております。

次に、(3) 来年の卒業生の採用予定についてであります。令和8年度の看護師職員採用登録試験は今月6日に実施し、附属看護専門学校からは12名が受験しており、採用予定者数については、今年度の退職者数は病床稼働率、診療報酬上の基準を下回らないなどを勘案し、適正な人員配置になるよう採用者数を決定していきます。

次に、(4) 看護学生修学資金の貸与状況についてであります。令和7年4月の在学者の状況で申し上げますと、1年生、27名中19名、2年生、29名中27名、3年生、25名中19名となっております。

次に、(5) 看護学校の建物、設備などの状況と改修計画についてであります。附属看護専門学校は平成2年11月に建設され、築34年が経過しておりますが、耐用年数は

60年となっております。建物、設備などの現在の状況については、主要な部分で申し上げますと、建物は屋上防水層において経年劣化によるひび割れや腐食が激しく、雨天時の雨漏りが発生しております。設備は、給湯設備において真空単体の劣化により適正な温水を出力することができない場合があります、また電気暖房設備では経年劣化により蓄熱断熱材の摩耗により設定どおりの蓄熱量が保たれないなど建物、設備などの老朽化が顕著であります。令和4年度に改修計画を作成するに当たり大規模改修に要する費用を積算したところ、多額の費用を要することが判明したことから、現状では施設の安全性及び機能維持を図るべく、緊急性や必要性の高い箇所の修繕を実施することで対応しているところであります。

○議長 多比良和伸君 小黑弘議員。

○小黑 弘議員 それでは、順次質問をしてみたいです。

まず、駐車場の関係なんですけれども、事務局としては5月に改めて通勤する職員たちの許可証等を渡したみたいな話がありました。多分私はその前じゃないかと思うんですけれども、実はこれ、私は3月も言ったんですけれども、3月に言ってから結構いろいろな方々から連絡をいただいて、かなり皆さん、患者さんたちは駐車場のことで困っているんだという実感をして、また改めて今回することにしたんですけれども、そんな状況があるので、私自身連休明けに立体駐車場の一番上の屋上のところに職員が出勤する前、大体7時20分ぐらいから車を止めて様子を見てみました。先ほどのお話の中では立体駐車場は45歳以上というルールがあるようなんですけれども、私が見る限りかなり若い人たちも止めているように思いました。これは一人一人聞いたわけでもないですから、あなたは45歳以上ですか、以下ですかなんて聞けませんから、大体見た感じなんですけれども、かなり若い人も屋上に止めている状況を見ました。この辺はどうなのかなと、実態的にはどうなのかなとは思っているんですけれども、それで見てみると、私が行ったのが7時20分ぐらいですから、大体7時40分ぐらいから、職員の方だとは思いますが、まだ患者さんが来る状態じゃないと思うので、だんだん増えて、8時前ぐらいになるとかなり車が止まっていくという状態を見ました。それで、その見ている中で信じられないことが起こっていたのがたばこです。車の中でたばこを吸っている人が2人いました。多分敷地内、病院の中は禁煙だと思うんですけれども、1人の方は歩行喫煙までしているのを私は目撃をしました。いやいや、これはちょっと困ったなと思っているんですけれども、それから職員の方々が大体車を止める位置、これは入り口の近い側からどんどん止まっていきます。屋上のもっと一番上の最上階も同じように入り口から止まっていきます。これも見ていて患者さんのことをどう考えているのかなと正直思いました。ここまでについてどんなふうに思われますか、お伺いします。

○議長 多比良和伸君 病院事務局審議監。

○病院事務局審議監 倉島久徳君 今ほど7時20分頃から屋上階で状況を議員さんが見

られたということで、たばこを吸っていたり、また入り口に近い場所からの駐車が行われているということがありました。まず、たばこにつきましては、職員につきまして駐車場を含め敷地内の禁煙ということは周知しているところですが、まだそのような状況があるということでありますので、職員には周知徹底を再度実施していきたいと思っております。

また、駐車場の入り口付近からの駐車の関係につきましては、屋上階につきましては基本職員用の駐車場としておりますので、駐車的位置につきましては許可されている駐車場への許可ということが、可能であれば遠い側から駐車して入り口近くの駐車スペースが空くような対策が何かできないかは今後検討してまいりたいと思います。

○議長 多比良和伸君 小黒弘議員。

○小黒 弘議員 たばこのことばかりの話じゃないんです。

それから、先日なんですけれども、これは前もお話をしていることなんです。一般質問ではなかったと思いますが、身障者用の駐車場が砂川市立病院にはあります。ただ、最近見ても、身障者用のマーク、あるいは許可の書類もあるんです。それをダッシュボードに置いたり、そうじゃない車が約半分という状況でした。

それから、透析の方からこれも連絡をいただいたんですけれども、特に冬場の満車がすごく多かったときです。透析に行って、時間が決められていて、かなり時間がかかって、1時間、2時間の方、これは時間が決められたときに行けないと、だんだん順番が下がっていった治療全体にもいい影響を及ぼさないと思うんですけれども、あの状態の中で透析の方、駐車場を確保するのにすごく大変だったそうです。もうこのままだったら予約時間に間に合わないから、このまま帰ってしまおうかなと思うぐらいだったらしいんですけれども、帰ったら困りますよね。何とか見つけて駐車場に止めて治療はされたということだったんですけれども、それこそ何とかならないんだろうかというお話がありました。そもそも病院に行かれる方はどこかが悪かったり、身障者の方ばかりじゃなくてもやはり弱者ですよ、どちらかといったら。先ほどの屋上の私が見ていたときでも職員の方々が入り口に近いところから置くということが、本当に病院の意味として考えたときにそうなんだろうかと私は思うわけです。先ほどの身障者用の駐車場、あるいは透析の患者さんの声、これをどんなふうに受け止められるのかお伺いします。

○議長 多比良和伸君 病院事務局審議監。

○病院事務局審議監 倉島久徳君 身体障がい者用の駐車場の関係でございますが、今現在身体障がい者用の駐車場につきましては正面玄関前に5台、向かいの薬局の横に第1駐車場がありまして、そちらも身体障がい者専用としておりまして、そこに19台、それと南館前の駐車場に障がい者用が1台、それと西側駐車場、旧市役所跡地になりますが、ここに6台、それと立体駐車場の1階に7台、立体駐車場につきましてはおもいやり駐車場としておりまして、妊婦さん等の利用も可能であります、1階に7台、2階の入り口付近に7台、3階の入り口付近に7台、立体駐車場で計21台、合計で52台分の障がい者

用の駐車可能な駐車場を確保しているところでございます。

また、透析患者さんにつきましては、基本的に月、水、金の透析の方と火、木、土の透析の方がおられまして、月、水、金の透析を受けている方が24名、火、木、土の透析の方が若干多くなりまして26名という今当院の状況でございます。透析の方に関してはある程度、52台の駐車場は確保しておりますので、透析患者さんの数からいえばある程度確保されているのかとは思いますが、そのほかの身体障がい者の方もおられることから、実際には調査はしておりませんが、他に不足していることもあるのかとは考えております。

また、おもいやり駐車場につきましても、妊婦さんや、あとけがで松葉づえを必要とされて身体障がい者の手帳を交付されていない方についても利用を可能としているところから、マークがついていない方の利用も若干はあるものとは考えております。議員さんがおっしゃられるとおり、マークのない方の駐車が半分ぐらいあったということでございますので、その辺は駐車場を利用される方の一部モラルという部分もございまして、今後どのような周知方法が取れるのかなんですが、改めてホームページ等を活用しながら患者さんの適正な利用についても周知を図ってまいりたいと考えております。

○議長 多比良和伸君 小黒弘議員。

○小黒 弘議員 これは分かっていなかったんですけども、透析の患者さん用の駐車場があるとおっしゃいましたよね。今言いましたよね。ちょっとここだけ確認させてください。言ったように思います。

○議長 多比良和伸君 病院事務局審議監。

○病院事務局審議監 倉島久徳君 透析の患者さん用というわけではなく、障がい者用の駐車場として52台確保しておりますので、そちらを透析の患者さんが使用できるということでお話をさせていただきました。

○議長 多比良和伸君 小黒弘議員。

○小黒 弘議員 それは全然無理ですよ。身障者用の駐車場ですらも満杯になって、しかもそこに置き切れない、要するにマークをつけていたり許可証を持っている人が置けないからいろいろ困っているということだし、さらにそこに、透析者の方もここにどうぞなんていうことを看板に一言も書いていないから、透析の患者さんはそこにまさか置けるとは思ってもいないだろうと思うので、病院側がそう思っているにも患者さんに通じていなかったら何の意味にもならないことだと思います。

私がここでお話をしたいのは、これから実態をきちんと調べてもらって、やはり適正にしていくのが一番だろうと思うんです。先ほど身体障がい者用の駐車場に関して利用者のモラルというお話も出ましたが、私が前半に言ったのは、まず職員のモラルです。そこから始めなければ、患者さんに向かって言う前に自分たちのことをまず考えましょう。先ほども言ったとおりなんですけれども、病院に行くんです。病院に行く人は、元気で張り切っている人たちじゃないんです。ここが基本ですよ、病院としては。その人た

ちが駐車場を探すのに本当にうろうろ、うろうろしながら、ああ、もうすぐ予約時間だと、また精神的にドキドキしてしまうじゃないですか。私はせめてそこぐらいいあんまりストレスのない状況をつくり出してもらえたらいいと思うんです。

今、市立病院はとても経営的にも厳しい状況です。患者さんにしっかり当市の病院を支えてもらっていないと、この病院がどうなっていくか分からないという状況のときですから、職員も仕事に来るためにどこかに車を置かなければいけないのも分かります。でも、体の弱い、そういう人たちを受け入れる病院だからこそ、職員にはまず患者さんを第一にして、弱い人たちをまず第一にしてもらって、少なくとも決められたルールぐらいいはしっかり守ってくれる皆さんでいてほしい。そのために、そういうことがうまくいって、市立病院が回復していくことに私はなるのではないかと思います。ここは私は事務局長に聞きたいです。駐車場の話からしましたけれども、職員の一つ一つの動き、働き方、患者に対する対応、これが病院の経営にも関わってくると私は思っています。この駐車場の今の現状をどう思われるかお伺いします。

○議長 多比良和伸君 病院事務局長。

○病院事務局長 朝日紀博君（登壇） 今ほど小黒議員から、朝早くから調査をした結果を踏まえて病院事務局審議監からる答弁をさせていただきましたが、まず経営に絡めて駐車場問題のことを思いますと、やはり選ばれる病院でなければいけないという思いは強く持っております。それは、患者さんに選ばれる病院ということであると同時にスタッフからも選ばれる、スタッフというか医療人からも選ばれる病院でなければならないと思っています。その働くために必要な、あるいは受診するために必要な駐車場でありますから、どうにか誰もがストレスなく止めれるように確保はしたいという思いがありますが、限られたスペースの中でそれをどうやりくりするのかというのは一定のルールをつくって、それに従って職員も患者さんもそれを守るということを繰り返し周知徹底していく必要があるなということを今改めて思いましたので、今後、すぐに解決できるかどうかというのは分からない部分はありますが、これは繰り返していく必要があると思いますので、今後も繰り返し患者さん、あるいは職員に伝えていきたいと思ってございます。

○議長 多比良和伸君 小黒弘議員。

○小黒 弘議員 それでは、続いて附属看護専門学校の件に行きます。

入学者数は、この前報道でも伝えていたように、入学者の皆さんがどこでも少なくなっているんで、砂川市立の附属看護学校もやはり少なくなっているという実態が分かっているんですけども、これはこれでどこの看護学校を選ばれるかということはあるので、できれば、35人定員ですから、そこに満たしていければよりいいなとは思いますが、ただ問題はというか気になることは、私がお伺いしたこれまでの就職率と、それから来年の卒業生の採用予定について比べていくと、12名が受験とお話がありました。相当少ないですね、今まででいくと。今までは19名だったり20名だったりが大体砂川

市立病院に就職をしてもらっていたということになるわけですがけれども、今回12名ということになるんですね。この辺の理由というのは一体何なんだろうということをお伺いするんですが、実はこれはもう、まあのうわさになっておりまして、うわさですから、うわさです。どうも行きたいといっても、今は看護師さんが市立病院では病床の削減と合わせて多いと言ったら変かもしれないんですが、新しい看護師さんを探らなくても今は状況としてはよさそうな状況があつて、実は看護学校の生徒たちが行きたくても行けないんじゃないのだろうかという話が出ているんですが、この辺の事実関係、あるいは何でこんなに12名と少ないのかということをお伺いします。

○議長 多比良和伸君 病院事務局次長。

○病院事務局次長 為国泰朗君 当院への就職希望者が少ないのではないかとということでございますけれども、当院、今経営の状況で申し上げますと人件費が高いというのも一つの要因でございまして、ここ数年病床の休床、それから病床の削減等がございまして看護職員の配置の見直しも行っているところです。実際に今年度4月の看護師の採用数も例年よりは低い人数でございますし、さらには8年4月の採用予定といいますが、受験者数も附属の学校からは12名ということになっております。学校には当院の看護師の採用の状況というのも常時今年度は何名ぐらいを予定しているという情報を伝えておりますので、そういった情報が看護学生にしても教員から伝えて、早い段階のうちに違う他の医療機関を希望するようには指導していると聞いてございます。ただ、来年4月の採用、12名受けていただいておりますけれども、この希望者が全員当院へということも、今後退職者数がどのぐらいいるのか、それと病床稼働率、それから診療報酬上の関係とかも見て今後決まっていくと思っております。附属の学校ですので、一人でも多く当院へ就職していただけて看護の道を進んでいただきたいと思いますけれども、現在当院はそういった状況に、経営の状況もございますので、しばらくは今の状況が続くのではないかと考えてございます。

○議長 多比良和伸君 小黒弘議員。

○小黒 弘議員 砂川の看護学校を選ぶ子は、多分市立の附属の看護学校だから、普通でいけばここで3年間学んだら砂川市立病院に就職できるんだろうということであられるんだろうと思うんです。私もちょっと調べたんですが、道内でも病院が附属で持っている専門学校は本当に少なく、それが特色になっていると思うんです。砂川市立のホームページを見ても、学校長が市立病院で全ての実地研修みたいなものができるという、いい学校なんだとうたっているわけですから、ですからみんなそう思って受験してきてくれると思うんです。ところが、実はちょっと看護師さんが不足ぎみじゃなくなっているんで、ほかの病院を受けてもいいですよもし言われるとしたら、せっかく来た看護学生はどう思うんでしょうか。ちょっと私の予定と違ってしまったわと、本当は砂川市立病院に行きたいのに、よそも受けていいよと言うんだけれども、それは取り方によったらよそへ行っ

てくださいと言っているようなものじゃないですか。１２名しか採らないんでしょう。ここはやはり何とかしてあげないと、これからの入学生も考えてしまうんじゃないですか。どこを選ぶのかといったときに、そこなら砂川市立病院に行けると思っていたのが何かどうも様子が違うみたいだよとなっていたら、じゃほかの学校へ行ったらどうだろうと普通は思うと思うんですけれども、この辺の危機感はないですか。

○議長 多比良和伸君 病院事務局次長。

○病院事務局次長 為国泰朗君 まず、来年４月の採用、附属の学生が１２名受験してございますけれども、必ずしもこの１２名が採用になるかという、そうではなくて、今後合否判定をしていきますので、試験の状況とかもございますので、必ずしもこの１２名が就職できるということは今の段階では申し上げられません。

それから、附属の学校に入学したので、砂川市立病院に就職できるという希望を持って来られる学生、これは間違いなくいらっしゃるかと存じます。ただ、今３０名弱ぐらいの入学生がいらっしゃいますけれども、必ずしもその方全員が当院に就職というのは、全員が全員そうではなくて、当初から札幌、地元の病院へという方も中にはいらっしゃいます。じゃ、なぜ当院の附属を選ぶのかという、先ほど議員さんもおっしゃられましたけれども、附属でございまして、市立病院で実習全て、小児、産科、精神科など、当院で全て行える、完結できますし、国家試験の合格率８年連続１００％というのもございます。また、昨年からＩＣＴ機器を導入して電子カルテ等を、実際に病院に勤務する前からそういったものを触れるという、学習にも取り入れておりますので、そういったことのＰＲをして学生確保をしてきておりましたので、そういったものを求めて附属を選ばれているというのも考えられるのではないかと考えてございます。

○議長 多比良和伸君 小黒弘議員。

○小黒 弘議員 今回の次長のお話でいくと、もしかすると１２名よりも少なくなってしまうかもしれないというお話ですね。ちょっと私調べてみたんです。過去に遡って、令和３年度なんですけれども、卒業生３０人に対して市立病院に行った人が１９名、令和４年は３１名に対して２３名、令和５年は２６名に対して１９名、全然数が違うんですよ。それが当院の専門学校の特色ですもの。それをがらっと変えていかなければならないのがこの数年続くと今おっしゃったんです。これ看護学校にとっていえばピンチです。本当にますます入学者数が減る可能性が出てきます。

実は看護学校は大きな赤字なんです、経営的には。ここ近年ですけれども、令和５年の決算では４、０００万円ほど赤字になっています。令和６年でいくと決算見込み、３月議会の決算見込みでは５、０００万円の赤字になっているんです。赤字経営です。さらに入学者数が減っていくとすると、より厳しくなってしまうじゃないですか。私が最後のほうで聞きましたけれども、設備も何だかいつ壊れてもという話でしたよね。それを悪いところから順序順序でと、もしかしたら暖房も突然ぱたと止まるかも分からないような状

況のお話を先ほどされていたんですけれども、本当にこの看護学校、附属の看護学校をこれからも続けていくということがいいのかどうかと考える状況なんじゃないかと私は今思っているんですけれども、ここについては看護学校としてはどう考えているんでしょう。

○議長 多比良和伸君 病院事務局次長。

○病院事務局次長 為国泰朗君 看護学校というか、病院の立場から答弁させていただきますと、例年間違いなく看護師の退職者が出ます。30名ぐらい出ます。その分、今現在は適正な看護師の数、適正な看護師の配置人員を、今それに向けて確かに採用者数を抑制しているのは事実でございます。ただ、適正な人員配置に達したときに看護師の退職者が出たときに、それなりの必要な看護師を確保できるのかというのがございます。現実附属の定員割れをしてございますけれども、附属の学校から主に退職者の確保というのをつなげてきております。この附属学校が、仮にですけれども、なかった場合、道内の学校から当院へ応募、希望をしてくれるのか、確保できるのかという、その懸念のほうが大きいと思いますので、学校の事業の経営赤字というのもございますけれども、ここは附属学校の維持をして、今後も看護師確保に一役買っていたきたいと思っております。

○議長 多比良和伸君 小黒弘議員。

○小黒 弘議員 それで、ちょっと話は戻るんですけれども、先ほどの卒業生の話の中で修学支援金、何て言いましたか、正式に今ちょっと思い出せないんですけれども、支援金の関係、つまり市立病院で3年間勤めると修学資金を借りているお金が免除になるという、この制度が条例として当院は持っていると思うんですけれども、借りている人で自分は市立病院に行きたいと思っているんだけれども、来年度の話としてですよ、もしも行けなかった場合どうなるんですか。ちょっと戻った質問になります。ここを教えてください。

○議長 多比良和伸君 病院事務局次長。

○病院事務局次長 為国泰朗君 学資金の関係でございますけれども、学資金については月額3万円、年間36万円、多い方でいけば3年間借りましたら108万円の借入額になります。免除制度にしても、それからほかの病院へ行かれたにしても、償還、それから免除期間というのは借りた月数の範囲内で返していただくということになります。例えばほかの病院へ行かれた子が3年間借りていた場合は3年間のうちに償還計画をしていただいて、分割でもよろしいんですけれども、そういったことで返還していただくという制度になっております。

○議長 多比良和伸君 小黒弘議員。

○小黒 弘議員 ほかの病院に自分から行くのならいいんです。本当だったら市立病院に行って3年働いて返したい、免除になりたいと思った子が採ってもらえなかったら、よそへ行って働いて、これは約束破りじゃないですか。入学のときはそういう制度がありますよと言っているのに、最後になったら市立病院に勤められないから、ほかの病院へ行って砂川から借りたお金を返さなければならないとなっていたときに、何かこれほうそをつ

いているようになりませんか。

○議長 多比良和伸君 病院事務局次長。

○病院事務局次長 為国泰朗君 学資金を貸与するときに学生はもちろん親御さんにもご説明をいたしますけれども、学資金を貸与したからといって、必ずしも当院に就職できるというお話はしてございません。そこは採用試験の結果でもありますし、その年度の退職者数によって採用者数も変わってきますので、必ずしも学資金を借りたからといって当院に採用できるかということは、しっかりと借りる前に親御さん等にご説明をしているところでございます。

○議長 多比良和伸君 小黒弘議員。

○小黒 弘議員 今の答弁を聞いて安心しました。これ市立病院が詐欺行為をしているのではないかなと思ってちょっと心配していたんですけれども、そうではないということがはっきりしたので、そこはよかったと思うんですけれども、先ほど私はこんな赤字だし、これから看護師さんをここからどれだけ採ってくるかも分からないし、もうなくしてもいいんじゃないのという話をしたんですけれども、実は私もそれとはまた別の違う考えがあります。最大でいけば105人の若い人たちがいつもこの砂川市で看護学校に通ってきてくれるといったら本当にいいし、JRで通ってくる子も多いです。朝になったら、駅を降りて看護学校に向かう子たちもたくさんいるのも私も見ていますから、できれば続けていってほしいです。ただ、今回の来年みたいな状況が何年か続くというお話があって、それは多分今後入学者数も減らせる原因になっていくだろうと。設備もだんだん老朽化してきて大変な状況になっている。じゃ、どうするのということを本気で真剣に考えていかないと、私はもうならないという時期になっていると思っているわけです。例えば改修計画みたいなものが今現在あるのかなのか、ここもお伺いします。

○議長 多比良和伸君 病院事務局次長。

○病院事務局次長 為国泰朗君 建物の設備の改修計画についてでございますけれども、1回目の答弁でも答弁させていただきましたけれども、各箇所が経年劣化によりまして修繕が必要だということで、令和4年度に改修計画を作成しようということで見積りと積算をしたところ多額な費用になるということで、今の時期そういった多額な費用をかけるものがないということで、修繕が必要になった場合にその都度修繕を行っていきましようということになってございます。ただ、その修理箇所等を見て、学習環境とか学校生活に、学生に影響が出ないような、しっかりとしたそういった建物の管理をして今後も修繕等につながってまいりたいと思っております。

○議長 多比良和伸君 小黒弘議員。

○小黒 弘議員 病院事務局次長の苦しそうな答弁を聞いていると、もうそれ以上と思うんですけども、言うことは言っておかなければと思うので、もうちょっと我慢してください。

その場、その場のつなぎじゃ駄目ですよ、次長も。それをずっとやってきてしまったんだと思うんです。もっと前に気がついていないはずですよ。もう部品がどうなのか、あるいは設備がどうなのかということは分かっていたはずですよ。そのときにしっかりと改修計画を本来立てるべきです。それを立てないでできてしまった。悪いところから直していく、このやり方をしていたら市立病院と同じです。ここに向かってコンサル入れろなんて言いませんけれども、先ほど言ったように潰すかどうかじゃなくて、今後の看護師確保のためならこの学校は残しておかなければいけないと考えているのだとすれば、もっともつときちんとこの看護学校をどうするか、設備も含めて、それから卒業生たちの病院に対する就職の関係も含めてしっかりと、看護師計画でも同じだと思うんですけれども、計画を立てながら学校を運営していかなければ、私は本当に最後の最後どうなってしまうんだろうと思います。

何で病院の附属なのかというところも私は考えるべきだと思うんです。先ほどから言っていますけれども、道内でも病院附属の看護学校は少ないんです。何でかといったら、大変だからです。今も全部会計としては病院会計の中から出てくるわけでしょう。そこで5,000万円でしょう、赤字がもう既に。これはもうずっと同じだと思うんです。人件費引く入学者と、それから負担金、他会計の負担金があるぐらいで。本当に必要だったら砂川市立の看護学校をこれから維持していくという考え方だって、みんなで考えていかなかったら私は駄目だと思うんです。もう今市長のほうを向いて私は話をしていますけれども、ここは市長に聞くと議長から止められそうなので、聞きませんが、そこぐらいまでしっかり考えて看護師の確保、でも看護師を確保していこうと思っても、入学生が来なかったらそれもできなくなる状況になるわけです。ここをしっかりと考えていく、これも最後に事務局長、どうするのかを、病院経営と合わせてもう既に5,000万円赤字になっている看護学校ですもの、大きいですよ、これ。そこについてどう考えていらっしゃるのかをお伺いします。

○議長 多比良和伸君 病院事務局長。

○病院事務局長 朝日紀博君 まず、看護学校といいたしましょうか、看護師を養成する学校は、この近隣でいきますと岩見沢に駒澤大学の附属の看護専門学校がありましたが、今年の3月31日をもって閉校しております。道内を見ますと、例えば浦河の日赤の看護学校であるとか小樽の看護学校なんかも閉鎖をしておりますし、閉鎖が発表されているといいたしましょうか、動きがありますし、もう既に閉鎖になっているところは函館医師会の看護学校とか苫小牧の看護学校なんかも閉鎖になっております。当学校もそうですが、定員割れがずっとここ数年起きています。じゃ、その要因は何なのだとということになると、まず18歳人口の減少というのは当然あるんですが、4年制大学の進学率が上がっておりまして、看護学校に進学するという率は下がってきているという社会的要因といいたしましょうか、そういうものがあると。ですから、この空知管内でいくと岩見沢の学校がなくなっても岩

見沢市立の看護学校、美唄聖華、砂川、滝川市立の看護学校、深川市立の看護学校とあるんですけども、全部ほぼ定員割れになっているという現状がありますので、あとはこれから、当院もそうですが、患者さん、人口が減ったことによる病床の削減というのに進んでいくというのも一方で考えなければいけない。そうなったときに、看護師の需要はこれまでどおりでいいのかどうするのか、そんなことも考えながら、かといってすぐさまやめるという決断もなかなかできないので、これは一病院で決められる話でもないので、砂川内部の話でいくと市長部局とも協議をしながら、あるいは空知管内の医療従事者を確保という観点でいきますと近隣の学校を抱えている自治体とも協議をしながら考えて結論を出していくべきものだと考えてございます。

○議長 多比良和伸君 小黑弘議員。

○小黑 弘議員 今回の私の一般質問は、病院に絞って聞きました。それは、もう病院が本当に大変な状況、大変な経営状況になっているからです。でも、ここを支えていってもらうのは病院のスタッフの人、それからもちろん看護師さん、お医者さん全部含めて、職員の皆さんも含めて一人一人がしっかりと考えていただいてやっていってもらうしかないと思っています。駐車場の件もお話をしましたけれども、やはり看護学校の件も最初から年数がたてばどうなっていくかということは分かっていることだと思うんです。砂川市の看護学校は看護師さんを確保するために残すのだとすれば、さらにこれからはどうしていくのかということを長期的にも中期的にもしっかり考えながら進んでいかなければならないと思うんです。取りあえず先ほど言った駐車場みたいに一人一人が一人一人の決まったこと、当たり前のことを、まずそこから始めるというところを再度改めて見直していただきながら、病院経営がしっかりいくようにやっていってもらうことを本当に心から望んで私の一般質問を終わります。

終わります。

○議長 多比良和伸君 高田浩子議員の一般質問は休憩後に行います。

10分間休憩します。

休憩 午前10時59分

再開 午前11時09分

○議長 多比良和伸君 休憩中の会議を開きます。

高田浩子議員。

○高田浩子議員 （登壇） 皆さん、こんにちは。それでは、通告に基づきまして一般質問をさせていただきます。

まず、大きな1つ目といたしまして加齢性難聴の補聴器購入助成についてであります。加齢性難聴は、加齢により誰でも起こり得ることであり、近年急激に増加しています。加齢性難聴とは、聴覚に関わる細胞の減少と老化により聴力が低下し、通常は50歳から60歳ぐらいから聴力が急激に低下し、不便になる方も増えるようです。そこで、以下につ

いて伺います。

(1) 市民の加齢性難聴の方の把握についてであります。

(2) 加齢性難聴の補聴器購入助成を導入している道内自治体の把握と支援内容についてであります。

(3) 加齢性難聴の補聴器購入助成に対する市の考えについてであります。

大きな2つ目といたしまして、飲食店支援についてであります。物価高騰、そして米など食料品等の高騰が続いています。食料品や電気・ガス・水道等の光熱水費、また家賃等の必要経費がかさむ中、飲食店は経営しています。価格に転嫁せざるを得なかったり、価格据置きのまま節約をして営業するなど様々な工夫を行っているようです。そこで、以下について伺います。

(1) 過去5年間に行った飲食店への支援についてであります。

(2) 飲食店を支援するための飲食クーポンや商品券等の考え方についてであります。

以上2点、1回目の質問とさせていただきます。

○議長 多比良和伸君 保健福祉部長。

○保健福祉部長 畠山秀樹君 (登壇) 私から大きな1、加齢性難聴の補聴器購入助成についてご答弁申し上げます。

初めに、(1) 市民の加齢性難聴の方の把握についてありますが、加齢性難聴とは加齢に伴って聴力に関係している細胞の数が減少したり、機能が低下することが原因で生じる疾患であり、65歳を過ぎる頃から症状を自覚する方が増える傾向にあるとされ、症状は緩やかに進行することが多いため、周りの方に言われるまで難聴であることになかなか気づかない方も多いと言われております。また、難聴の程度につきましては、大きく軽度難聴、中等度難聴、高度難聴、重度難聴の4段階にレベル分けされ、一般的に補聴器を使い始める目安は中等度難聴の40デシベル以上の難聴とされており、普通の会話が聞きづらいといったレベルであります。ご質問の市民の加齢性難聴の方の把握につきましては、本人の医療情報に関わる事項であり、また本人に自覚がない潜在的な方もいると考えられることから実態を把握することは困難であります。令和5年度に第9期高齢者保健福祉計画、介護保険事業計画の策定に当たり、65歳以上の要介護認定を受けていない在宅生活者を対象に行った介護予防、日常生活圏域ニーズ調査では、外出を控えている理由として耳の障がい、聞こえの問題などと回答された方は6.3%でありました。また、併せて加齢性難聴における補聴器の使用についての調査を行ったところ、使っている及び必要だと思っているが、高額なので使っていないと回答された方は19%となっており、難聴者及び難聴と感じている方は一定数いるものと推測されるところでございます。

次に、(2) 加齢性難聴の補聴器購入助成を導入している道内自治体の把握と支援内容についてありますが、高齢者等を対象とした補聴器購入助成制度を設けている自治体は全道35市のうち8市であります。そのうち助成の対象要件としては聴力レベルが40デ

シベル以上で医師から補聴器の使用が必要と認められるものとなっており、対象年齢は65歳以上が5市、70歳以上が1市、高齢者以外の方も対象としているのが2市となっており、そのほかに市民税非課税世帯など所得制限を設けているところが2市となっております。支援内容につきましては、助成金額の上限が3万円が1市、5万円が5市、片耳は5万円、両耳だと10万円としているところが1市、高度難聴用ポケット型補聴器と交換できる券を支給しているところが1市となっているところであります。

次に、（３）加齢性難聴の補聴器購入助成に対する市の考えについてであります。高齢者福祉におきましては、安全、安心な生活を送るための支援や心身機能の維持向上のための支援が必要であり、高齢者本人に加え、その生活を支えている家族や地域で活動している団体、専門的な支援を行う介護サービスなど、様々な支援体制が必要であると考えております。砂川市といたしましては、65歳以上を対象とした補聴器使用の調査により加齢性難聴の方は一定数いるものと考えておりますが、加齢性難聴の方におかれましては補聴器を装着することにより人とのコミュニケーションを活発化させ、生きがいや生活の質の向上に寄与するものと考えている一方で、購入されても雑音などの煩わしさがあって装着率が低いということも問題として言われていることから、その要因についても検証する必要があると考えております。また、より必要度の高い高度及び重度の難聴者で障害者手帳の交付を受けている方に対しましては、障がい福祉といたしまして補装具支給制度に基づき補聴器の助成を行っているところであり、これに該当しない軽度及び中等度の方に対する購入費助成制度については、全国市長会において令和7年度の高齢者福祉施策の充実に関する提言の中で後期高齢者や障がい区分に限らず、加齢性難聴等の軽度、中等度難聴者の補聴器購入に対する補助制度を創設することについて積極的な措置を講じるよう国に求めており、当市といたしましても現状にある高齢者福祉サービスと同様に国において制度化されることが望ましいと考えており、引き続き国の動向を注視してまいりたいと考えているところでございます。

○議長 多比良和伸君 経済部長。

○経済部長 野田 勉君 （登壇） 私から大きな2、飲食店支援についてご答弁申し上げます。

初めに、（１）過去5年間に行った飲食店への支援についてであります。飲食店開業の支援として、令和2年度から6年度まで中小企業等振興補助金として空き建築物の活用に伴う家賃補助、販路拡大に資するための広報事業補助など、延べ21件に対し850万1,855円の助成を行っております。次に、飲食店の経営持続への支援として、令和2年度から令和6年度まで中小企業等振興補助金として運転資金に係る飲食店資金保証料、利子補給交付金を延べ127件、うちコロナ対策分26件の飲食店から申請を受け、5億810万円、うちコロナ対策分1億2,810万円の融資額に対して94万1,335円、うちコロナ対策分26件、6万6,808円の利子補給を行っております。また、127件

の申請のうち9件に対し14万3,300円、うちコロナ対策分2件、8万5,800円の保証料補給を行っております。次に、新型コロナウイルスに係る経済施策として、令和2年度から4年度にかけてコロナ禍及び原油物価高騰、人手不足等の課題を解決するため創設された地方創生臨時交付金を活用し、事業継続に向けた中小企業緊急支援事業、売上げ回復に向けた中小企業振興対策事業、感染、衛生対策の徹底に向けた観光振興対策事業などを実施し、飲食店は116事業所に対して事業継続や経営持続化をはじめとした延べ949件、1億1,202万8,080円の支援を行っております。また、その他の飲食店支援として商工会議所によりプレミアム商品券を発行しておりますが、地方創生臨時交付金事業（生活者支援分）を活用した補助事業として実施しており、令和2年度から令和4年度までプレミアム率50%の商品券を発行し、飲食店で延べ185件、4,341万2,500円の売上げとなり、令和5年度、6年度はプレミアム率30%で発行し、延べ175件、3,106万9,000円の売上げにつながったものであります。

次に、（2）飲食店を支援するための飲食クーポン券や商品券等の考え方についてありますが、さきにご答弁申し上げましたとおり商工会議所がプレミアム商品券を発行しており、これまでの市単独事業のほか地方創生臨時交付金事業（生活者支援分）を活用するなど、地域経済の活性化や消費喚起を目的に支援しております。これらは一定期間内に市内の店舗において利用できる金券として購入する前払い型の商品券であり、商品やサービスとして享受できるものであります。これは、地域振興への波及効果が期待することができ、市民が商品券やクーポン券を利用することで飲食店、小売店等への来客数増加につながる売上げ向上とともに、雇用維持、創出にも寄与するものであります。地域循環型経済の観点からも一定の効果があるものと考えているところであります。また、新型コロナウイルス感染症拡大以降、経済的な打撃を受けた事業者への支援策として実施されましたが、景気回復への即効性が期待され、さらに商品券を少額化し、購入しやすくするなど、市民生活の支援においても有効な手だてであると考えております。

○議長 多比良和伸君 高田浩子議員。

○高田浩子議員 それでは、質問させていただきます。

まず、加齢性難聴についてであります。まず、こちらは読売新聞、「加齢性難聴 速やかに補聴器を」というところで、産婦人科の院長先生からのお話です。話を聞き返すことが増えたり、テレビの音量が大きくなったりということがあります。音は、空気の振動や鼓膜などを通じて耳の奥の内耳に伝わり、電気信号に変わることによって認識されます。そして、加齢性難聴はこれらの細胞や神経の損傷などで起こるとされています。生活習慣病や騒音にさらされ続けることなどが要因とされています。聞こえにくさに慣れてしまうと、孤独感や疎外感から鬱病や認知症のリスクが懸念されますということです。そして、こちらも読売新聞です。大学の教授、加齢性難聴、「補聴器 通院重ね聞こえ調整」というところで、先ほどのお話もありましたように、補聴器を購入しても通院を重ねなければいけない、

なかなか合った補聴器がないというお話です。そういったところから、先ほど手帳の関係のお話もありましたけれども、手帳では片耳難聴の方が障害者手帳から対象外というところで、先ほどの支援の内容の中で65歳以上、70歳以上というところで、年齢制限がないというお話もありましたけれども、そういったところでこういう方々が対象になるのではないのでしょうか。それで、北海道では片耳難聴の、例えばこちらは子供さんに対してですけれども、札幌市、栗山、士幌、石狩、むかわ、大樹、北斗、平取、浦幌、長沼、音更、更別、ほかにそういったところでも年齢制限なく支援を行っているところもあるようです。そこで、（１）についてなんですけれども、把握はなかなか困難だというお話がありました。聞こえづらいとか、補聴器に関して私はたくさん本当に困っているというお話を聞いているんですけれども、市に問合せについてはないのでしょうか、伺います。

○議長 多比良和伸君 保健福祉部長。

○保健福祉部長 畠山秀樹君 問合せということでございますけれども、高度、重度の難聴の方につきましては、障がい認定などの関係もありますので、担当になります社会福祉課には購入等も含めて問合せ、相談が年に数回あると聞いているところでございますけれども、今言われる高齢者の軽度、中等度の難聴に関する相談につきましては、対応といたしましては高齢者の総合的な相談窓口となります地域包括支援センターまたは介護福祉課が対応することになりますけれども、そこではいろいろな話の中で耳が聞こえづらいといったお話は聞いているとお聞きしておりますけれども、特に難聴を目的としたそういう問合せですとか相談といったところは近年はないと聞いているところでございます。

○議長 多比良和伸君 高田浩子議員。

○高田浩子議員 というところで、相談についてなんですけれども、私たち議員にいろいろ相談があるということは、やはり相談窓口が分かりづらい、そして把握もできないということだと、本当にこれから耳が聞こえにくくなった方が、先ほどの新聞等にもありましたけれども、疎外感を感じてしまったり、そして鬱病や認知症というところで、認知症を高める加齢性難聴というところで、これは毎日新聞でございますが、年を取るにつれて聞こえなくなる加齢性難聴が認知症のリスクを高めることが近年明らかになっている。鬱病、転倒につながるというデータが国際的に積み重なっている。加齢に加え、難聴を起こす要因として喫煙、糖尿病、騒音にさらされるというところで、生活の中で加齢性難聴を放置すると社会的に孤立に至る確率が2.78倍というところでの調査もあるようです。聴力の衰えは加齢により音を感知する繊細な毛の生えた耳の中の細胞が減るのが原因ということで、中等度以上の難聴は70代で4分の1、80代では半数の方が占めているようです。

そして、こちらは朝日新聞ですが、「加齢性難聴 放置すれば認知症リスク」というところで、これはあなたの聞こえの悩みはというところでいろいろ調査をした。80歳でささやき声が聞こえる聴力をというところで、こちらは大学の教授さんがお話をされている

ところですよ。本当に鬱病や認知症がとにかく、砂川市では認知症サポートに力を入れておりますけれども、認知症の方が増えないようにすることが一番大事なんじゃないでしょうか。そのことによって認知症のリスクを高める、聞こえにくさを自覚し、耳鼻科などを受診した人の割合は2022年で38%、相談を受けた医師が補聴器を認めた場合も含めると37%にとどまる。難聴を自覚する人のうち補聴器を使う割合は15%というところで、外国から比べると、イギリスとかは53%、そんな中で日本は15%というところでの調べもあるようです。

そして、こちらは年金者しんぶん、「加齢性難聴は認知症へのシグナル」というところで認知症が非常に問題化されておりますけれども、このように加齢性難聴をそのままにしておくと認知症の一因にもなると言われておりますけれども、その点はどのように考えますか。

○議長 多比良和伸君 保健福祉部長。

○保健福祉部長 畠山秀樹君 認知症の関係でございますけれども、難聴の方が必ずしも認知症になるというものではないと考えているところでございますけれども、ただ難聴になりますと他人の言っていることがよく聞き取れないですとか、また会話がうまく成立しないなどによって周囲とのコミュニケーションが少なくなったり、社会との関わりが減ったりすることで認知症の発症を高める要因の一つであることは私どももいたしましても認識しているところでございますけれども、ただ認知症の発症の要因についてはこの難聴だけではなくて、加齢によるもののほかに、あとは高血圧ですとか糖尿病、喫煙など様々な要因が考えられているところでございますし、またそれらについては本人の努力によって改善が可能なものもございますので、現在行っておりますいきいきシニアプログラムですとかサロン活動などの介護予防の取組を市において今後も推進してまいりまして、認知症の予防対策として取り組んでいきたいと考えているところでございます。

○議長 多比良和伸君 高田浩子議員。

○高田浩子議員 (2)についてでありますけれども、以前にも私は補聴器、加齢性難聴の補聴器購入に対する質問をしております。そのときに、もう何年も前です。北見市が行ってございました。その北見市が現在70歳以上補聴器支給となっております。そういったところで、この辺りですと65歳以上3万円の歌志内市、沼田町、18歳以上3万円、赤平市、65歳以上5万円、秩父別町、全年齢4万円、そして旭川市に至っては65歳以上5万円というところで、この辺りでは市町村も私が調べただけでもたくさん、30近くですか、市町村もあるようです。中では根室市とかは全年齢で10万円というところですよ。このように、道内では高齢者が生きがいを持って自分らしく生活が送れる地域づくりはますます重要で、加齢に伴い難聴になりがちで、そのことからひきこもりや鬱、認知症になりがちと言われており、未然の防止と早期の対策が求められているというところで道内の話を先ほどさせていただきました。

そして、介護サービス等の関わりで、加齢性難聴の対策というところで介護保険保険者努力支援において認知症総合支援の一つとして難聴者の早期発見、早期介入の取組の評価というところで補聴器購入支援を進めている自治体もあるということです。重ねて伝えますが、保険者機能強化推進交付金、介護保険保険者努力支援交付金というところの認知症総合支援取組というところで、先ほどから旭川の話をしていただいておりますが、旭川は砂川よりも大都市です。人口も非常に多い。そういった旭川が5万円、モデル事業として6月2日から7月31日まで100人というところで購入前と後のアンケートを取っていたり、様々な支援を行っている中では年齢制限を設けたり、様々なことで、自宅であったり、そういった制限をつけることからまず始めてみるというのも考えの一つかと思うんですけれども、そういった支援交付金等の実施も行っているというところでありますけれども、砂川市の実施の考えについて伺います。

○議長 多比良和伸君 保健福祉部長。

○保健福祉部長 畠山秀樹君 助成実施の考え方ということでございますけれども、今現在助成を実施している市町村におきましては、ほぼ大体年齢条件ですとか、あとは難聴レベルが40デシベル以上ですとかという条件をつけた中で実施をしているところでございます。先ほど言われておりました旭川におきましても、モデル事業という形でそのような年齢等の条件をつけた中で実施をしているところでありますけれども、旭川におきましてはそういったモデル事業ということで、そういった条件のほかにアンケート調査に回答していただくということを要件に、そういう要件を定めまして実施しているところでございますけれども、このモデル事業の目的といたしましては、補聴器をつけることによる外出や地域交流につながる効果ですとか、あとは聞こえ改善具合や介護予防効果などを検証するために実施しているとお聞きしているところでございます。当市といたしましては、来年度にまず高齢者保健福祉計画の策定に当たりまして介護予防等のニーズ調査を実施する予定としておりまして、その中で今よりも加齢性難聴に対することについてもうちょっと踏み込んだ形で調査を検討してまいりまして、そのような調査でニーズ把握等にまずは努めていきたいと考えているところでございます。

○議長 多比良和伸君 高田浩子議員。

○高田浩子議員 まずはお話もありましたけれども、市民の方々が30万円以上もかかったり、何度も何度も試してみたり、そういった本当に困った方がたくさんいらっしゃると思います。そんな中で、市長の考えについて伺いたいと思いますが。

○議長 多比良和伸君 市長。

○市長 飯澤明彦君 (登壇) 加齢性難聴の補聴器の購入の助成に関する考え方ということでございますけれども、今ほど保健福祉部長からいろいろ答弁をさせていただいております。まず、実態把握が困難というところも1つありますけれども、やはり難聴によって鬱病に移行していく、また認知症を発症していくという、そういった調査研究も最近は

増えてきていって、それが要因ではないかとも言われてきてございます。やはり認知症に関して言うと、聞こえが、人とのコミュニケーションができなくなる、そしてまたそれが原因で社会活動にも出ていけなくなるということで認知症を発症する要因の一つとされているとは認識してございます。今ほど保健福祉部長からもありましたけれども、来年度には高齢者保健福祉計画、これをまた新たに改定するという事で日常生活圏のニーズ調査を行ってまいります。その中でより詳しい調査もしていく予定でございますので、その中で実際にどのような市民が要望しているか、どのような困り事があるのかというのも明らかになってくるものと考えておりますので、その調査の実態を踏まえながら、加齢性難聴の補聴器の購入についても検討をしてまいりたいと、そのように思っております。

○議長 多比良和伸君 高田浩子議員。

○高田浩子議員 私も実際に僧侶でございしますが、お参りに行ったときに、1対1だとお話がきちんとできるんですけども、大勢の人数になってしまうと聞こえないという思いから本当に耳に蓋をしてしまう感じの方もたくさんいらっしゃいました。非常に問題だと思います。それで、前回の質問から、そのときは本当に少なかった市町村、道内の市町村ですけれども、その後近隣の市町村でもすごく増えました。そして、北見市ではさらに拡充して、だからまず先ほどもおっしゃっていましたように把握をして、そして相談窓口も分かりやすい、聞こえの相談窓口みたいな、どなたでも相談できる窓口をまずつくったり、様々なことができる、まずできることからやって、把握をして、そしていきいきシニアプログラムをやっているじゃないですか。生き生きして高齢を迎えるためにはやはり補聴器、買いたくても買えないんです。買いたくても買えない。そういったところで、本当に要件をつけて、まずは要件をつけて始めるところからでもいいでしょう。本当に一刻も早く補聴器購入の手助けをしてほしいというところでたくさんの方から要望されておりますので、伝えさせていただきます。

続いて、(2)に移らせていただきます。(2)については、まず物価高騰で、こちらは今日のプレス空知、物価高騰で給食直撃、滝川市ですけれども、砂川市ももちろん当てはまっていると思います。給食直撃というところは、飲食、もちろんそうです。材料費等物価高騰で本当に大変。現在米騒動というところで米も非常に大問題と、日本中大問題となっているところであります。そして、米も古米、古古米、古古古米というところで、私たちは空知の米どころにいますので、ふだんから割合とおいしいお米を食べております。そんなところで飲食店の方がそういった去年、おとしのお米を使えないんです。この間市長もテレビに出演されておりました。その中で見事、20%ぐらいの確率と言っていましたけれども、市長は砂川のゆめぴりかを当てるということができたようです。そして、それはやはり砂川のお米のアピールにもなるし、市長がお米を見分ける力があるということです。そういったところでおいしいお米、食品をやはり飲食店が皆さんに提供するというのも非常に大事なことはないかと思うわけです。

それで、まず（１）につきましてですけれども、５年間の支援についてお話がありました。その中で、今でも継続した支援というのはプレミアム商品券だけなのかなと。先ほどのお話の中で全て令和６年で終わってしまっているの、その点について確認させてください。伺います。

○議長 多比良和伸君 経済部長。

○経済部長 野田 勉君 今も継続している支援についてのご質問ですが、重複するかもしれませんが、中小企業等振興補助金の中で空き店舗、空き建築物の活用に伴う家賃補助、それから販路拡大するための広報事業補助、これらにつきましては継続しております。また、飲食店の経営持続への支援といたしましては、中小企業等振興補助金としての運転資金に係る融資に伴う飲食店資金保証料、利子補給交付金、これらも継続しております。それと、今ほどお話をいただきましたプレミアム商品券、このほかに砂川商店街連合会が主体となっております商品券発行事業、夏の大売出しのサマーキャンペーン、または冬の大売出しに伴うウインターキャンペーンに伴う補助も支援しながら商店街を支援しているところでございます。

○議長 多比良和伸君 高田浩子議員。

○高田浩子議員 ただいまのお話の中でプレミアム商品券の話等も出てきたかと思うんですけれども、先ほどの１回目の質問の答弁の中にも出てきておりました。それで、プレミアム商品券についてなんですけれども、全体にどれぐらい用意して、どれぐらいの方が購入していて、飲食店にどれぐらい使用されているのかについて伺います。

○議長 多比良和伸君 経済部長。

○経済部長 野田 勉君 それでは、令和２年度から経過をご報告申し上げたいと思います。

令和２年度につきましては、プレミアム率が５０％で、飲食店では３１件が換金されました。プレミアム率分に当たるものにつきましては５３４万８，５００円です。令和３年度につきましては、プレミアム率が５０％で、全店舗共通券の飲食店使用が３３件、それから中小規模店専用券で飲食店が３６件、合わせまして７３５万２，２５０円がプレミアム率分でございます。令和４年度につきましては、プレミアム率が５０％で、全店舗共通券を使ったものが飲食店で４２件、それから中小規模の専用券で４３件、合計いたしますと９００万５，５００円。令和５年度につきましては、プレミアム率３０％ですが、全店舗共通券で飲食店分が４４件、中小規模店専用券で同じく４４件、合計いたしますと５０３万６，２５０円。令和６年度につきましては、プレミアム率３０％、全店舗共通券で飲食店分が４３件、中小規模店専用券で飲食店が４４件、合計いたしますと４２８万４，４５０円が売上げとなっております。

○議長 多比良和伸君 高田浩子議員。

○高田浩子議員 というところで、お話がありました。金額にすると使われているのかな

という印象を受けるんですけれども、全体にするとすごく少ない金額ですよ。そういったところで、プレミアム商品券についても50%から30%に一気に下がってしまいました。それで、特に独り暮らしの方が使いづらいとか、使い切れるかとか、いろいろな声も聞こえてきているんです。そして、使い方もいまだによく分からないという声も聞こえております。最終的に、それこそ大きな店舗に期限前日ぐらいになって、前日とか当日になって、この券が残っているんですけれども、どうやって使ったらいいいんだろうかという声も聞こえてきます。そういったところで、まずプレミアム商品券、飲食に使われている率もちょっと少ないのかなと思いますので、そういったところでいろいろなことを考える必要があるかと思うんですけれども、その点についていかがですか。

○議長 多比良和伸君 経済部長。

○経済部長 野田 勉君 まずはこのプレミアム商品券のことでございますけれども、これは目的といたしましては市内の店舗、商店街の活性化、消費行動を喚起するというのを目的としておりますので、砂川商工会議所等と常に連携しながら、どういうものがあるのかということや相談しながらやらせていただいております。売り方、金券の分け方とか、また額とか、そういうものも細かく打合せをしながら行っておりまして、各店舗が使いやすいものにつきましては対応できないこともございますので、また来年度に向けても同じく打合せをしてやっていきたいとは考えているところでございます。

○議長 多比良和伸君 高田浩子議員。

○高田浩子議員 プレミアム商品券についても、購入の仕方等で私も伝えさせていただいて、購入の仕方が変わったりしたこともあります。そういったところで、一つ一つ全体の購入のことを考えると、たくさんの方に購入していただけて使っていただくということが大事ですし、最近は電子になることによってさらに割引率を増やしているところもあります。そういったところで、先ほどの（２）についてなんですけれども、先ほどのお話ですと少額に有効だというお話もありました。例えばほかの自治体ですと道の駅に非常に人が集まる、そういったところで道の駅で購入した金額に応じて市内で使える100円の商品券ですか、100円ぐらいからの小さい金額からでも、砂川市にはハイウェイオアシスがあります。子どもの国もあります。道内の方がたくさんいらっしゃいます。そういった道内の方もそういう、道の駅もちょっとまちから離れていたもので、まちなかに、にぎわい、にぎわいと言っていたじゃないですか、今回の議場でも。まちなかににぎわいを創出するにはそういったいろいろな観点から考えられる、少額のことからも考えられるということで、先ほども考えて有効だというお話もありましたので、そういったところで聞きたいと思うんですけれども、いかがですか。

○議長 多比良和伸君 経済部長。

○経済部長 野田 勉君 ほかのまちでは道の駅で100円の商品券、クーポンみたいなものを渡しているというお話だったと思うんですが、過去にSUBACOで地域おこし協力

隊が各店舗を回って協力いただけるところ、ショップカードを作って、それを持っていったらクーポンに何円引きですよなんていうことを事業として実施しておりました。これからも地域おこし協力隊の活動の中でそれらも店舗と協働しながら、可能なものについては取り組んでいきたいとは今も考えているところでございます。

○議長 多比良和伸君 高田浩子議員。

○高田浩子議員 今SUBACOというお話がありましたけれども、確実に人がいっぱい来ているのはハイウェイオアシスなんです。ですから、そういったところを、私がよく市外の人に聞くのが砂川市、ちょっと残念なんじゃないかと。せっかくお菓子、化粧品等いろいろな、全国、世界にまたがる企業がある中で、もう一つアピール力が足りないんじゃないかというお話も聞いております。そういったところで、飲食店に支援するということは、例えばクーポンの話は有効だというお話もありました。そういったところで、何らかのことでしていただくことが飲食店にも効果がありますし、小売業にも効果があります。そして、今は学校も休みが長くなったりして朝昼晩と食事を作らなければいけないというところで、そういった食事の、物価高騰の中で、そういったところで外食ができるようになるというのは市民全体をも助けることになることなんです。それと、市内の活性化を図るためには市外の方に一人でも多くの方に来ていただく、ハイウェイオアシスでは本当にたくさんの方が来ておりますので、ぜひそういったことでいろいろなことを考えて、今までと同じでいいと思わないで、今までと同じじゃなくて、少額でも何か効力があることをやってみようというところで考えて取り組んでいただきたいと思います。

以上で質問を終わります。

○議長 多比良和伸君 石田健太議員の一般質問は休憩後に行います。

午後1時まで休憩します。

休憩 午後 0時00分

再開 午後 1時00分

○議長 多比良和伸君 休憩中の会議を開きます。

午前中に引き続いて一般質問を続けます。

石田健太議員。

○石田健太議員 （登壇） それでは、通告に基づきまして一般質問させていただきます。

私からは大きく1点、変化する行政需要に対応する職員確保・育成と専門性向上策についてであります。少子高齢化や人口減少が進む本市において、行政需要は複雑化・多様化しており、質の高い市民サービスを継続的に提供するためには、より強固な職員体制の構築が必要と考えます。職員の確保と育成、そしてその専門性の向上は、持続可能なまちづくりを進める上で不可欠であると考えます。市民サービスのさらなる向上を目指すため、以下について伺います。

（１）職員の定数と確保の現状について。

(2) 職員の専門性向上とキャリア形成について。

①各部署における専門性の高い業務に対応するための現在の取組について。

②継続的な業務遂行による専門性と市民サービスの向上について。

(3) 職員のスキルアップや地域貢献、自己実現の観点から、副業に関する市の考え方について。

以上、1回目の質問といたします。

○議長 多比良和伸君 総務部長。

○総務部長 三橋真樹君 (登壇) 大きな1、変化する行政需要に対応する職員確保、育成と専門性向上策についてご答弁申し上げます。

(1) 職員の定数と確保の現状についてであります。市役所の職員定数につきましては砂川市職員定数条例に定められており、令和7年4月1日現在で市長部局で180人、議会事務局4人、選挙管理委員会1人、農業委員会2人、教育委員会33人、監査事務局2人、合計で222人となっております。これに対し、市役所の実職員数は、市長部局で177人、議会事務局4人、選挙管理委員会1人、農業委員会2人、教育委員会31人、監査事務局2人、合計で217人となっております。砂川市職員定数条例で定める定数222人に対し、実職員数が217人ということで実職員数が5人少ない状況ではありますが、職員定数条例で定める定数はあくまでも上限の数であります。現在の職員配置の実態としましては、令和7年4月の新規採用において予定していた人数を採用できたことから、想定していた職員の定数配置数を確保しております。

(2) 職員の専門性向上とキャリア形成について、①各部署における専門性の高い業務に対応するための現在の取組についてであります。本市におきましては砂川市人材育成基本方針に定められた職員研修計画を毎年度策定し、各職階において職員が業務を遂行する上で必要となる専門知識、技術の習得をはじめ政策形成能力等の向上を図るため、職場内の研修を実施しているほか、自治大学校、市町村アカデミー、市町村職員研修センターなどが実施する研修への積極的な参加及びeラーニング研修を活用しながら、職員の能力開発、専門性の向上に努めているところであります。

②継続的な業務遂行による専門性と市民サービスの向上についてであります。本市の事務職における人事異動につきましては、継続的な業務遂行のために一つの部署に長期にわたり配属し、専門職員を育成することはこれまで行ってきたおりません。職員の専門性を高め、スキルを磨くためには同じ部署を長く経験させることは有効な方策の一つであり、業務の継続性も高まると考えられますが、その一方で組織を円滑に運営していくためには職員の能力開発やキャリア形成にも重点を置かなければなりません。若いうちから様々な部署を経験させ、市の施策に関する幅広い知識を習得することでより柔軟な対応ができる職員を育成するとともに、人事異動による組織の新陳代謝は新しい発想を取り入れた業務改善や組織の活性化を促進する効果も期待できることから、結果として市民サービスの向

上にもつながっていくものと考えております。

(3) 職員のスキルアップや地域貢献、自己実現の観点から、副業に関する市の考え方についてであります。職員の副業につきましては、地方公務員法第38条により、職員は、任命権者の許可を受けなければ営利企業の役員等を兼ね、もしくは自ら営利企業を営み、または報酬を得ていかなる事業もしくは事務にも従事してはならないと定められております。これは、職員の職務専念義務や公正な職務執行、公務の信頼確保の趣旨から許可制が採用されているものであり、本市においてはその趣旨にのっとり、職務上能率低下を来すおそれのないこと、従事する企業等が市との間に相反する利害関係がなく、職務の公正を妨げるおそれがないこと、職員及び職務の品位を損ねるおそれがないことの3点を確認し、副業、兼業の従事許可を行っております。なお、本市においては中学校における部活動について、昨年度に設置された砂川市部活動の地域移行検討協議会における議論を経て、今年度より学校や関係団体等の連携による実証事業の実施を通して休日の部活動から段階的に地域へ移行する取組を進めていることを受け、令和7年4月1日に部活動の地域移行に伴う活動及び地域貢献活動の許可基準を定め、要件を満たした場合の職員の活動について許可することとしたところであります。総務省において本年6月中には地方公務員に対し兼業を促進するガイドラインが示されるとの情報もあることから、国の動向や他市の取組などを参考にしながら、引き続き職員の副業に関する調査研究を行ってまいりたいと考えております。

○議長 多比良和伸君 石田健太議員。

○石田健太議員 ありがとうございます。それでは、順次再質問させていただきます。

(1) の職員の定数と確保状況について答弁いただいたんですけれども、職員定数や実配置の考えとしては、将来の業務量を見込み、計画期間において最小限の職員数で最大の効果を上げるべく、職員の経験やスキルなども考慮し、効率的な職員配置と適切な財政運営を目的に決定、実行されているかと思いますが、そのような数値などを基にした計画で足りていると判断されている部署でしたり現場では、法改正や新しい制度の導入などにより新たな業務の発生や、また中堅職員の不足などによって業務過多になっているところというのではないのでしょうか。現場の意見を聞いたり、アンケート調査などの対応は行われているのか伺います。

○議長 多比良和伸君 総務部長。

○総務部長 三橋真樹君 新しい業務が起こったことによる業務過多、そして職場からのアンケート調査ということでございますけれども、まず後段の新しい業務が生じたことに伴う職員へのアンケート調査ということは行っておりません。ただ、新しい業務が発生するときには各現場からその業務内容、国等からの通知の内容、事業、事務のスケジュール、あとは係内で業務が完結するのかどうかという状況を確認した上で、それは次年度の職員採用計画にも影響を与えるものでありますので、そういった状況を踏まえて、職場の介護

休暇ですとかそういった部分を踏まえて職員採用計画を立てて職員配置を計画し、職員採用しているという状況でございます。ですので、実際に業務過多になるということは想定をしておりますけれども、突発的な業務で業務過多になっているという状況はあるのかもしれない。ただ、そういった職員を適正に配置した上で業務過多になるということは、何らかの形で荷重がかかっている係員がいるのではないかと、業務分担が適正ではない状態が生じているのではないのかということも考えられます。そういった場合には管理職などを通じた業務のマネジメントで対応する、もしくは課内、係内で協力体制を構築するということが必要になってくるのかなと考えております。

○議長 多比良和伸君 石田健太議員。

○石田健太議員 現在アンケート等は行っていないものの、現状というか現場の把握には努めているというところであったと思うんですけども、先ほど答弁をいただいて業務過多などが起きている、起きた場合には対処するようにというところだったんですけども、すぐに人員補充などをして原因の改善というのは当然難しいものと考えるんですけども、現段階で関連部署や異動してしまった経験者と部署をまたいで連携、サポートする体制というのは考えられているのかを伺います。

○議長 多比良和伸君 総務部長。

○総務部長 三橋真樹君 前任者などのサポートということは、その前任者は新しい職場で配置をされて業務に当たっているということだと思いますので、前任者が業務過多になっている、手が足りないということで以前の職場に出向いて仕事をするということは想定はされないところではありますけれども、今現在業務というのはほぼ全てがシステム化されている状況にありますし、法令による事務というのは多岐にわたります。法改正も常に行われているという状況もあります。国、道からの通知、通達に伴って特例的な対応をしなければならない場面もあるという事情が生じた際には前任者に出向いてもらって引継ぎをするという事例が日常的に行われているということは承知をしているところでございます。

また、突発的な業務というお話があったかと思いますが、年度内に国、道が予算措置を指定したりして急遽年度内に事業を実施しなければならない、そういうのは大抵事前に情報があるものなんですけれども、例えば今般の参議院議員選挙がございます。選挙管理委員会には係長が1名配置をされて、常時配置されているのは係長だけなんですけれども、今般の参議院議員選挙ではもう既に実施本部が設置をされておりますけれども、実施本部には市民部、総務部のご協力を経て職員を派遣していると、そういう体制を構築して実施本部を今運営しているという状況にもございますし、過去の例を出しますと、1人当たり10万円の給付金を支給すると、定額給付金事業というのがございました。所管したのは保健福祉部であったわけなんですけれども、事務には膨大な作業量が必要だということが分かりましたので、当時は申請書の送付、返送された書類の審査、あとは振込先

金融データの打ち込みというのを全庁的な協力体制を経て、大会議室なども使いながら実施をしたということがあります。ですので、その時々、必要な業務量を見定めた上で協力体制を組むべきなのか、例えば会計年度任用職員を採用するような臨時的な措置で足りるものなのかどうか、そういったところを現場と協議しながら適切に事務が執行されるように体制を構築し、また応援体制を組んでいるという状況でございます。

○議長 多比良和伸君 石田健太議員。

○石田健太議員 事前に業務内容等も把握しているというところで、それに向けた対策、体制を取っているというところで理解いたしました。

続いて、確保状況についてです。職員の確保状況については、昨日の武田議員への答弁で心配するような状況ではないというところがあったんですけども、公務員人気は低下していると言われる中で、今は大丈夫であっても今後魅力的な採用内容または活動というものがなくなってくると考えるんですけども、例えば在宅勤務が可能であったりとか、短時間の勤務で兼業が可能だったり、他の自治体でも事例として少ない人材確保の取組というのは必要になってくるのかなと。そういった人材確保に向けた内容等を慎重に検討せざるを得ないのかなというのと思うんですけども、砂川独自の確保条件など、ちょっと先を見据えて引き続き模索していただきたいなというところをお願いして（１）について終わります。

続いて、（２）職員の専門性向上とキャリア形成についての①です。各部署における専門性の高い業務に対応するための現在の取組についてなんですけれども、こちらも武田議員への答弁にもありましたが、職員一人一人が自覚して職員研修に積極的に取り組み、能力の向上に努め、組織としてもこれらを支援する職場環境づくりを推進していくということでしたが、研修をされている内容等は説明があったんですけども、参加されている職員数の推移というのはどのようなになっているのか伺います。

○議長 多比良和伸君 総務部長。

○総務部長 三橋真樹君 研修に参加している職員の人数の推移ということでございます。２か年分手元に資料がございますので、研修に参加している職員数、令和６年度の延べ人数で、４３５人、令和５年度で延べ３７５人でございます。特に初期の採用間近の職員については複数の研修を受けるので、延べということでございます。

○議長 多比良和伸君 石田健太議員。

○石田健太議員 ありがとうございます。研修内容なんですけれども、メニューみたいなものがあって、その中から選ぶ形になっているんでしょうか。職員の方が自ら探して、これに参加したいのだからみたいな研修先とか項目を職員も探せるのか、研修先、項目の考え方について伺います。

○議長 多比良和伸君 総務部長。

○総務部長 三橋真樹君 人事当局で研修計画を策定いたします。勤務年数ですとか職責

に応じて受講させる研修を計画いたします。内部で行う研修もございますし、外部に委託をして行う研修もあります。ですので、当該年度中にどの職責の職員にはこの研修を受けさせるということなので、職員が選ぶ余地があるかないかという質問であれば、選ぶ余地はありません。なので、この研修を職員に受講させるので、管理職も含めて本人も含めて通知をして、業務調整をしてもらいながら研修を受講させているという状況でございます。

○議長 多比良和伸君 石田健太議員。

○石田健太議員 ありがとうございます。研修を受けられる方への支援として、支援体制づくりというお話もあったのですが、支援として現在どういうことを行っているのかなと、支援として考えられる内容としては研修費だったり、交通費の支援などなのかなと思ったりはするんですけども、支援する環境づくりの推進ということで現在どのような支援、取組があるのか伺います。

○議長 多比良和伸君 総務部長。

○総務部長 三橋真樹君 自分の意思で自己啓発を目的とした研修に対する支援という趣旨かと思いますが、直近の状況を調査しましたが、自らの意思で自己啓発の研修を受講し、それに対して旅費とか受講料を支援するという事例は近年はございません。もしそれが資格取得、業務に必要な資格を取得するためとか業務に必要な研修というものであった場合、私どもの研修計画に登載できるものであれば登載をいたします。その上で業務に必要な研修ということで受講させるということでは、例はあります。そうなりますと、業務に必要な研修ですので、公費で旅費を支給するということで対応した実例というのはございます。

○議長 多比良和伸君 石田健太議員。

○石田健太議員 より多くの職員の方が利用できるというか、自発的に参加できるような研修メニュー等の作成でしたりと、引き続きよろしく願いいたします。①について終わります。

②の継続的な業務遂行による専門性と市民サービス向上についてであります。若い職員にとっては複数の部署を経験し、総合的な視野、知識を持つためには部署異動というのは必要であるなという、有効であるという部分は認識しておりますが、40代半ば以降ですか、知識や経験の成熟した職員であれば特定の業務、部署に長期間従事し、人材育成を続けたいですとか、専門性を深めたいと長期間従事を希望する職員がいらっしゃる、または現場で異動せずに残ってもらいたいと考えられる職員がいた場合に、長期的な視点での人材育成計画や研修制度、あるいは希望する部署での継続的な勤務を可能にするための人事制度の見直しなどを行う必要があるのかなと思うんですけども、そういう体制、制度を整えた中で、専門性の高い成熟した職員が配置され続けることで複雑化、多様化する市民ニーズに対しよりの確かつ迅速に対応できることがあるのではないかなと、市民サービスの向上にもつながるのではないかなと考えます。また、数人で知識を共有しながら進め

ていくチームでの業務というよりも個人の業務というものが多いのかなというのを考えるんですけども、サポートできる知識を持ったスペシャリストというのですか、専門性の高い方が部署にいれば、部署全体としても頼り先があって、的確な指導、育成にもつながるなど、組織として安定感が増すのかなという、そのようなメリットがあるように思うんですけども、成熟した職員の長期間従事について、デメリット等のお考えについて伺います。

○議長 多比良和伸君 総務部長。

○総務部長 三橋真樹君 成熟した職員を長期間同じ職場に従事させることによるデメリットということでございました。専門的知識、その長い職員が専門性を高めているということは、恐らくは同じ業務をずっとやり続けている状況を想定するわけなんですけれども、その職員がいなければその業務が分からない、全く分からない、過去の経過も分からない、法の改正があったときにどのように対応したらいいのか分からないという、きっとそういった状況が生まれてしまうのではないのかと。そうすると、周りはその職員がいてくれないと困るという状況にもなってくるんだろーと思います。万が一そういった職員が異動してしまうと、大きな穴が空いてしまってどなたも対応ができないという状況になれば、困るのは市民ということになってしまいます。そういったことは想定してはいけないので、想定されないので、人事異動を行っているということなんですけれども、そういった業務の偏在により継続性が失われる、知識の継承が失われる、業務の引継ぎが難しくなってくるということもあるのかなと思いますし、また例えばその配置される職場にもよると思うんですけども、市民との距離ですとか、関係団体ですとか、そういった方々との協力体制も濃密になってくるんだろーと思います。その関係性が必要以上に近くなれば不正が発生したり、チェック機能がうまく働かないということもあるでしょう。あの職員に任せれば大丈夫と。過去道内に限らず、全国的に不正とか不適正な事務処理事案が発生したとき、必ずその検証作業が行われますけれども、当該職員に任せきりで何を行っていたのか分からなかったという事例が多いように私の目には、報道されているのを目にしておりますので、そういった不正のリスクというものも出てくるのかなと。また、同じようなルーチン、業務分担がうまくいっていないと、同じ人間が同じ業務をずっとやり続けているという状況になれば、新しいことに挑戦をする、チャレンジをするということに忌避的になる職場風土が生まれてしまうのではないのかなと、そういったことがデメリットとして考えられるのではないかと考えているところでございます。

○議長 多比良和伸君 石田健太議員。

○石田健太議員 デメリットについて答弁をいただいたんですけども、現在の多くの部署は異動を伴う人事運用になっているかと思うんですけども、広く知識や経験を培えることができる一方で、せっかく培われた専門性が途切れてしまうこともあるのではないかなというのも考えます。日常生活、ふだん私とかも生活の中で担当の方、何かで担当の方

がいらっしゃるという方が担当が替わると不安になったりはするんですけども、窓口などを利用される方においても最終的に対応されていた方がいなくなるですとか、そういう方が替わるというところで不安になられる方もいらっしゃるのではないかなという部分も考えます。部署内の状況や特定の業務、分野において職員の専門性を重要視したスペシャリストの配置も取り入れることでその専門知識や経験が組織内に蓄積されて、より質の高いサービスの提供につながるのではないかなと、そういう面もあるんじゃないかなと考えます。部署異動の多い一般的な人事異動の中で、専門性を重視した長期間の配置の導入には課題もあるかと思うんですけども、メリットとしてはそのようなものもあるのではないかなと考えます。専門性を重視した長期間従事できる体制の導入等、可能性というものについて伺います。

○議長 多比良和伸君 総務部長。

○総務部長 三橋真樹君 一つの部署に長期にわたって配属をするということで専門職員を育成していくということで、今議員がおっしゃったようにメリットもあることは私も理解はしているつもりでございます。ただ、特定の分野に限らず、幅広い知識を経ていく、業務経験を重ねるごとに1つずつ経験を重ね、知見を重ねていく、人間関係を構築していく、市民の皆様との信頼関係を構築していくという幅広い視野で、行政運営全てを俯瞰した形で見られる人材を育成していくということが重要であるというのを考えて、当市においてはそういった人事管理をしているというところでございます。ご指摘のスペシャリストという話がありましたけれども、あえて申すならばジェネラリストを養成をしていくのだということを取り組んでいるということでございます。そういった一つ一つ経験を重ね、知識を重ねていく過程、業務を見直していく過程というのが行く行くはマネジメント能力であったり、リーダーシップの育成であったり、政策形成能力を身につけるきっかけ、基盤になるものであるという考えもあって、研修計画も立て、職員の人事異動も考えているということでございます。

ただ、先日来ご指摘をいただいているように、行政運営が複雑化、高度化しているというのはご指摘のとおりだと思います。特に災害ですとか、高齢化問題ですとか、DXの関係ですとか、ただの専門性というよりも高度専門人材といった知識が必要になってくるといふこともあります。今後の人事管理とか職員配置については、今後の行政運営のことを考えて、見据えた上でやっていかなければならないとも考えています。ですので、スペシャリストとジェネラリストが共存できる人事体制とはどういうものなのか、同じようにキャリアパスはどう考えていったらいいのかといった、そのバランスを重要視して人事管理をしていかなければならない時代になってくるんだろうと思っておりますので、その認識を持って今後とも人材育成には努めていかなければならないと認識しているところでございます。

○議長 多比良和伸君 石田健太議員。

○石田健太議員 安定した運営のためにも専門知識の豊富なスペシャリストではなく、幅広い知識を、経験を持つジェネラリストの育成が優先されるというところももちろん分かっているんですけども、総合的な知識や経験を持つ人を支える右腕のような方に専門知識の豊富な人材も必要になってくるのではないかなと、その割合だったりという話もされていたと思うので、今後少人数から試験的にでも進めていただければと思います。2について終わります。

続いて、（３）の職員のスキルアップや地域貢献、自己実現の観点から、副業に関する市の考えについてですが、砂川市においても部活動の地域移行に伴い、少し枠を広げたというところでしたが、かつては原則禁止とされていた公務員の副業ですが、働き方改革や地域課題解決の一環として副業を容認、推奨する動きが活発化してきているかなと。道内の事例では留寿都村の第１次産業分野における兼業の促進ですとか、日高振興局のナナイロひだかサポーター制度などがあります。また、道外の事例としては兵庫県神戸市、奈良県生駒市、宮崎県新富町など多くの自治体が独自の基準を設けて容認、促進しており、地域イベントの企画運営ですとか、農業の手伝いとか、地域課題の解決や地域活性化に資する地域貢献型副業と言われるものが奨励される傾向にあり、また大阪府では飲食店のスタッフ、またモデル、ハンドメイド作品の販売など営利目的の副業への容認が拡大するなど、全国的に規制緩和の方向へ大きく進んでいると考えられるんですけども、副業を容認、推奨する背景には働き方改革や地域課題解決など複数の要因があると考えますが、新しい知見やスキル、人脈を得たいと、趣味や特技を生かしたい、社会貢献につながる活動をしたい、収入を補完したいなど職員の声もあったのではないかなと考えるんですけども、近隣を含めた他自治体の事例だったり、副業に関する職員アンケートなど、情報収集というのは行われているのかを伺います。

○議長 多比良和伸君 総務部長。

○総務部長 三橋真樹君 副業に関する職員アンケートといったものは実施をしております。ですが、近隣を含めた他自治体の事例ということでもありますけれども、令和４年第３回市議会定例会におきまして地域活動等を要件とした副業の許可基準等の明確化の考えについてということで一般質問をお受けいたしました。それを契機に、それ以降道内の状況というのは定期的に情報収集しているところでございます。特に正式な調査票をお送りして調査をしたというものではなくて、都度それ以降ホームページの情報など、更新情報などを見ているという調査なんですけれども、道内では令和元年度に初山別村が規則の全部改正、副業に関する、兼業に関する全部改正を行ったのを契機に一気に動きが広がったと認識をしております。鹿部町、増毛町、今ほどあった北海道日高振興局、様似町、えりも町、留辺蘂村、小平町、こちらは令和５年度までの調査結果でございますけれども、こういったところで副業を認めていく、拡大をしていく、弾力的な運用をしていくという動きがあることについては把握をしているところでございます。

○議長 多比良和伸君 石田健太議員。

○石田健太議員 やはり副業というものが広がりつつあるのかな、公務員の副業の容認というものが広がっているかなと考えるんですけども、職員が地域で、副業をまちで行うことでまちの小さな困り事を直接聞ける機会が増えるですとか、市役所の中だけでは把握し切れない市民が抱える細かなニーズや課題を肌で感じ、時には自分の知っている範囲で具体的な解決策というものを、提示したり、そういったことで感謝されることが起こったりするのかなと。そういったことによって市民と市役所の距離というものがより縮まって、よりきめ細やかな市民サービスの提供につながるのではないかなと。また、職員自身も市民の声を直接聞けるということで市政運営に対する視野が広がったり、より実効性のある施策立案につながる知識だったり、経験の蓄積というものは期待できるのかなと考えるんですけども、地域貢献型副業ですとか営利目的の副業というものを容認する際に多く課題があるのかなと思うんですけども、具体的にはどのような課題が考えられるのかをお伺いします。

○議長 多比良和伸君 総務部長。

○総務部長 三橋真樹君 今後国からガイドラインが示される予定となっております。今まで国家公務員に比べて地方公務員は弾力的な運用が認められていたはずなのに、過剰に規制がされていたのではないのかという視点で検証が行われているという分科会の報告も総務省のホームページを拝見しましたので、こういった内容になるのか確認をしてみないといけないとは思っておりますけれども、基本的なところのお話になりますけれども、職務専念義務というのは法律で規定をされていることなので、これが変わるとは思いません。なので、勤務時間外に業務に支障の出ない範囲で勤務するのであれば認められる、その業務の範囲というのを具体的に明示をされてくるのかなと、もしくは事例を出すので、各自治体は地域実情に応じて許可する基準を定めていきなさいというガイドラインが示されるのかなと思っております。

一番気をつけなくてはいけない課題になってくるところは、職務専念云々ではなくて全体の奉仕者たる公務員というのは24時間変わらないということなので、一番危惧するのは市民に誤解を与えないということだと思います。信用失墜行為に当たらないようにするということ、ですので国がガイドラインを示されたので、どのような業種であっても勤められるのだということではないということだと思います。今現在もそうですけれども、公務能率の確保、公務の公正の確保、職員の品位の保持、これは今も、現行の制度でも守っていかなければいけない基本原則だと示されていますので、この辺を履き違えてはいけない、誤解してはいけないということなので、職員にしっかりと周知をしなければいけないと思っていますし、透明性を確保する観点で市民の皆様にもある程度知らしめる、知っていただくということが必要なのかなと。今後は砂川市はこういった部分で弾力的に副業を認めるということをししっかりと努めていかなければ誤解を与えるだけになってしま

うだろうということになるのかなと思っておりますので、あとは今報酬、受け取る報酬額はどうなるのかということも注目をしているところでありまして、今の規定では社会通念上相当と認められる報酬額の範囲で許可しなさいとなっていますので、それは幾らなのかというのはいろいろ自治体に確認しても判断が様々なんです。ですので、少ない給与を補填できるぐらいの額なのかとなると、そうではないと思っておりますので、そういった部分を見極めて、公務員が副業して、議員もご指摘されたようにスキルアップとか、地域のためとか、市民がどのようなことで困り感があるのかという把握をするために副業という機会を使っていくというスタンスでいかなければいけないのではないのかなと思いますので、その解釈の部分が誤解なきように運用していくということがどうやっていくのかというところが一番の課題になってくるのかなと考えているところでございます。

○議長 多比良和伸君 石田健太議員。

○石田健太議員 やはり課題はすごく多いかなというところで思うんですけども、副業というものがスキルアップや地域貢献だけでなく、職員にとってのキャリアパスというものも多様化するのかなと。例えば市役所を辞めたとしても市外に転出せず、副業先に勤める、もしくは起業するなどという選択肢が生まれるのかなと、そういった可能性もあるのかなと考えます。副業を容認する中で、職員が安心して自身の人生という部分でキャリアというものを築ける環境を整備するということにもつながるのかなと。現在多様な働き方を求める社会において、副業できるなら公務員になりたいと考える人が増える可能性というのは十分にあったりするのかなと。特に特定の専門スキルを持つ人材や地域貢献への意欲が高い人材にとっては副業というものが可能な職場は魅力が多いのかなと考えます。副業容認を進めることで、今は心配することではないと人材確保のお話があったんですけども、今後他自治体との人材獲得競争が過熱してきた場合に砂川市が優位に立つことができる要因の一つになるのではないかなという部分も考えますが、他の容認している自治体、副業を容認している自治体において職員の応募数というものは増加したりしているのかなど、分かればお伺いします。

○議長 多比良和伸君 総務部長。

○総務部長 三橋真樹君 把握できておりません。申し訳ございません。

○議長 多比良和伸君 石田健太議員。

○石田健太議員 そのようなデータということも僕も調べたんですけども、やはり当たり前に出てくるわけもなかったんですけども、市職員の副業がもたらす可能性として地域経済の活性化であったり、地域課題の解決、市民サービスの向上、優秀な人材の確保と定着など、職員の副業容認を進めることでまちの企業や商店の人手不足、担い手不足解消に寄与するものと考えます。少子高齢化が進む中で、地域経済を支える事業者の人手不足というものは深刻な問題がありまして、市職員が地域の一員として労働力を補っていただくと事業者の経営安定に貢献できるのかなと。そうすることは市が掲げる地域経済活

性化の目標にも合致するものなのかなと考えております。市役所の業務と異なる分野での経験は、職員のスキルアップや視野の拡大を促し、知識や経験を蓄積して職員個人が成長することで市役所の組織の強化に大きく貢献するのかなと考えられますので、副業容認に向けアンケート等からでも進めていただければと思います。

以上で終わります。

○議長 多比良和伸君 山下克己議員の一般質問は休憩後に行います。

10分間休憩します。

休憩 午後 1時46分

再開 午後 1時55分

○議長 多比良和伸君 休憩中の会議を開きます。

山下克己議員。

○山下克己議員 （登壇） 私からは、大きく1点について伺いたいします。

1、人口減少対策について。人口減少に歯止めをかけるとともに、東京圏への人口の過度の集中を是正し、それぞれの地域で住みよい環境を確保して、将来にわたって活力ある日本を維持することに国を挙げて取り組むとする「地方創生」の考えに基づき、砂川市でも平成28年1月に「砂川市まち・ひと・しごと創生総合戦略」を策定し、これまで施策を展開してきましたが、現状としては人口減少に歯止めはかかっていません。市では、令和8年度から5年間を計画期間とする「第3期砂川市まち・ひと・しごと創生総合戦略」の策定を進めていますが、これからはより積極的なシティープロモーションや人口減少対策が求められるものと考えます。そこで、以下について伺います。

（1）砂川市の人口の推移とその傾向について。

（2）移住定住促進事業のこれまでの実績と今後の展開について。

（3）すながわ出会い創出支援事業のこれまでの実績と今後の展開について。

（4）シティープロモーションの現状と今後の展開について。

○議長 多比良和伸君 総務部長。

○総務部長 三橋真樹君 （登壇） 大きな1、人口減少対策についてご答弁申し上げます。

初めに、（1）砂川市の人口の推移とその傾向についてであります。令和元年度末からの5年間の人口の推移を見ますと、令和元年度末の人口は1万6,653人であったものが令和6年度末には1万5,105人となっており、差引き1,548人の減、率にして9.3%の減となっております。このうち自然増減については、出生数が令和2年度76人、令和3年度75人、令和4年度78人、令和5年度58人、令和6年度72人で年平均71.8人、死亡者数が令和2年度267人、令和3年度282人、令和4年度304人、令和5年度314人、令和6年度296人で年平均292.6人となっており、出生数が毎年ほぼ横ばいであるのに対して死亡者数は年々増加傾向にあります。また、社会

増減については、転入者数が令和２年度５３９人、令和３年度５５４人、令和４年度５８１人、令和５年度５４４人、令和６年度５７３人で年平均５５８．２人、転出者数が令和２年度６７９人、令和３年度６７３人、令和４年度６５２人、令和５年度６３１人、令和６年度６１７人で年平均６５０．４人となっており、転入者数が毎年ほぼ横ばいであるのに対して転出者数は減少しており、転出超過は年々減少傾向にあります。

続いて、（２）移住定住促進事業のこれまでの実績と今後の展開についてであります。移住定住促進事業は平成１７年度から実施され、市及び市内各団体により組織する砂川移住定住促進協議会を中心に移住体験事業、通称お試し暮らしや道外で開催される移住イベントへの出展、インターネットやＳＮＳを活用したまちの情報発信などを行っております。これまでの実績としましては、移住体験事業の利用者数は直近の令和６年度が９組２０名、事業初年度である平成２１年度から令和６年度までの総利用者数は１３５組２８４名で、うち４組８名が本市に移住しております。また、移住イベントにはコロナ禍を除いて年１回出展しており、令和６年度に東京で開催された北海道移住交流フェア２０２４では１９組２６名の方から本市のブースにて移住相談を受けております。さらに、情報発信についてはＳＮＳのフォロワー数やユーチューブチャンネル登録者数が年々増加傾向にあり、本市を紹介する動画においては再生回数が１５９万回を超えており、一定の成果があったものと認識しております。今後も引き続き移住体験事業を通して本市の住みよさを経験していただくとともに、移住希望者のニーズに即した情報提供や相談業務を実施することで移住の促進を図っていきたいと考えております。

続いて、（３）すながわ出会い創出支援事業のこれまでの実績と今後の展開についてであります。出会い創出支援事業は、平成２７年度から実施され、市及び市内各団体により組織するすながわ出会い創出支援協議会を中心に、地域の活性化を図ることを目的に、独身男女の出会いの場を創出するイベント等を開催する団体への支援や定期的に移住促進や結婚対策についての意見交換などを実施しております。これまでの実績としましては、平成２７年度から令和６年度までに協議会において支援した男女の出会い創出を目的としたイベントは、途中コロナ禍により中止になった年もありましたが、これまで９回開催され、総参加者数は４１５名、うち４８組のカップルが成立しております。今後も引き続き協議会を中心として出会いの場の創出を支援することで地域の活性化につなげていきたいと考えております。

続いて、（４）シティープロモーションの現状と今後の展開についてであります。シティープロモーションとは、一般的に自治体が人口減少に立ち向かう一つの方法として地域資源の認知度、ブランド力の向上、産品、サービスの消費拡大などを通じた地域活性化を目的とした広報活動の一つとされております。本市におきましては、移住イベント出展時における移住パンフレットや観光パンフレット、スイートロードパンフレットの配布、本市の子育て支援や各種移住支援施策の紹介、起業や新規就農に対する助成制度の紹介な

ど様々な観点からの広報活動を展開しており、特に子育て支援の充実や道内各地への交通アクセスのよさ、医療体制の充実などをアピールポイントとしております。また、市ホームページでは移住に関する情報をまとめたページを作成しており、お試し暮らしの情報やすながわ移住定住促進協議会で収集した市内の仕事情報、生活や暮らしに関する各種情報を発信しております。今後もこれまでと同様に本市の魅力をPRすることでまずは砂川という土地を知ってもらい、移住のきっかけにつながるよう努めるとともに、シティープロモーションの目的の一つでもある地域住民の愛着度の形成について、市民と共に第7期総合計画に掲げる目指す都市像である自然に笑顔があふれ、明るい未来を開くまちという言葉に込められたずっと住み続けたい、これから住みたい、帰ってきたいと思えるような愛着の持てるまちづくりを進めてまいります。

○議長 多比良和伸君 山下克己議員。

○山下克己議員 それでは、順次再質問させていただきます。

まず、(1)の人口の推移とその傾向についてですが、砂川市のこの5年間の人口の推移とその傾向について先ほどご答弁いただきましたが、自然増減については、出生数が減少し、死亡者数が増加しているというのは日本全体で同様な傾向かとは思いますが、砂川市では出生数が令和5年度を除きほぼ横ばい、多少減少していたとしてもほぼ横ばいということが分かりました。一方、社会増減については先ほどの答弁で転出者のほうが多い、転出超過にはなっているけれども、超過数は年々減少しているということでしたが、ちょっと私も意外な印象を持ったところなのですが、その理由について何か分かることですか分析等を行っていただければお伺いいたします。

○議長 多比良和伸君 総務部長。

○総務部長 三橋真樹君 転出、転入の状況について、令和4年3月から令和5年2月までの12か月間、そして令和6年3月から4月までの2か月間、2度にわたって転出入のアンケート調査を実施いたしました。いずれの期間においても転入、転出の理由といたしましては就職、転職、起業とお答えになった方が最も多く、3割から4割を占めます。また、転勤と答えた方も2割から3割を占めている状況でございます。年代別では20代が多く、地域別では転入、転出ともに札幌市が最多でございまして、3割から4割を占めているという状況でございます。

○議長 多比良和伸君 山下克己議員。

○山下克己議員 転出超過の数がだんだん減っているということにちょっと疑問を抱いたんですけども、当然人口も減っているんで、パイも減っているのかなというところですか、新型コロナウイルスの感染の影響や、最近外国人労働者が増えているとか、いろいろな社会情勢も変わってきているので、いろいろなことがあった5年間なのかなとは思いますが、砂川市はそういう傾向が見られるということで理解いたしました。ただ、顕著な状況として自然増減と社会増減を合わせると年間約300人の人口減が続いて

いるということなのかなと思います。このまま同じ割合で減り続けると10年で3,000人、50年たつと1万5,000人ということになるんですけれども、もちろん単純にそうなるということではないとは思うんですけれども、かなりのスピードで今後人口減少は進んでいくのかなと思います。

砂川市人口ビジョンで示された2025年の目標値と5月末現在の住民基本台帳の人口を私ちょっと比較してみたんですけれども、ゼロ歳から14歳の人口は、人口ビジョンの目標値では1,702人だったのが現在は1,251人で73.5%に減っています。15歳から64歳の人口は、人口ビジョンで8,200人だったのが7,712人で94%、65歳以上の人口は、人口ビジョンで6,166人だったのが6,133人で、あまり高齢者人口は減っていないんですけれども、99.5%、全体では人口ビジョンで2025年1万6,068人となっていたのが5月末現在では1万5,096人となっておりますので、目標よりも93.9%という割合になっているということです。人口ビジョンの中にも書いてありますけれども、若年人口の減少が加速化するとともに老年人口が維持から微減へと転じる人口減少の第2段階から、さらに若年人口の減少が一層加速化し、老年人口が減少していく第3段階に砂川市は向かっているのかなと思います。砂川市人口ビジョンでは2030年の砂川市の人口目標を1万5,071人に設定していたと思いますけれども、先ほど言った5月末現在で既に1万5,096人ということですから、今年度中、もしかしたら今月、来月にもそれを下回る可能性もあるのかなという状況ですが、5年早く人口減少が進んでいるというこの状況について市としてはどのように捉えているのか伺います。

○議長 多比良和伸君 総務部長。

○総務部長 三橋真樹君 人口減少、全国的な問題でございますので、一地方自治体の取組で人口を増やしていけるかというのは難しい問題です。ただ、この人口ビジョンを策定したときもそうだったと思いますけれども、社人研などの推計よりもできるだけその下降ラインを平らにしていって、緩やかにしていくなということを取組を進めていきました。若干質問とは外れてしまいますけれども、出生数なんですけれども、当時は100人を超えている年もあったんですが、今は55人とかになっていますが、年々減っているかという、そうではないんです。出生数も横並びになっていますし、婚姻者数というのも見ても極端に減少はしていません。こちら年度によって大きく差がある年もあるんですけれども、横ばいだと言ってもいい状況にあります。ですので、子育て支援施策をやることによって結婚される方が、各種事業もやって結婚される方がいて、子供さんが生まれる、結婚されると有子率というんでしょうか、お子さんをお持ちになる割合というのは大きく減らないのではないのかなという推測が成り立つのではないのかなとも思っています。人口を増やすというのは転入を増やすか自然増を増やすかということなんですけれども、市の施策としてはやはり子育てしやすいまちということで取組を進めておりますので、自然

増、出生数を増やしていけるような取組もしていければ、この下降線は緩やかになっていくのかなと思います。コロナの影響とかもあって結婚を控えられたり、出産を控えられたという影響もあるかと思いますが、そういった部分も分析をしながら、事業は今後も進めていきたいと考えております。

○議長 多比良和伸君 山下克己議員。

○山下克己議員 先ほど言った人口ビジョンの目標値というのがいろいろな施策をやった上での数値ということで紹介させていただいたんですけれども、いろいろな社会情勢等があるので、昔の考えたものと違うというのは十分承知はするんですけれども、今回改めて砂川市人口ビジョンというのを見て確認させていただいたんですけれども、その中で目指すべき将来の方向の基本姿勢というのが書いてありまして、そこに人口減少問題を正確かつ冷静に認識する、それと対策は早ければ早いほど効果があるとはっきり書いてあります。ぜひこの姿勢が今求められているものだと思いますので、今後第3期砂川市まち・ひと・しごと創生総合戦略の策定に当たっては、先ほどもありましたけれども、しっかりデータを集めて、それを分析して戦略を練っていただければと思います。

それでは次に、(2)の移住定住促進事業についてに入りたいと思います。砂川市まち・ひと・しごと創生総合戦略の中で多くの施策がある中で、直接的な人口増加のための事業というのは、その中の主なものというのが移住定住促進事業だと思います。子育て支援や住宅支援などのいろいろなほかの事業は砂川市の定住者を増やすためには不可欠な事業だとは思いますが、それを生かしていかに移住定住者を増やすかは、この促進事業にかかっているんだと思います。そこで、1回目の答弁で移住体験事業の利用者のうち4組8名が移住したということだったんですけれども、その人たちがどこから移住してきたのかだとか年齢、何を求めて移住したのか、また何が決断の理由になったかなど細かな把握している状況について分かる範囲でお答えいただければと思います。

○議長 多比良和伸君 総務部長。

○総務部長 三橋真樹君 4組8人のどういった方々なのかということでございますけれども、1組目は30代のご夫婦です。道内からの移住です。もう一組は、30代と40歳のご夫婦です。こちらは千葉県からの移住です。残り2組は、60代のご夫婦です。お一方は静岡県から、もう一組は福岡県からの移住です。いずれも移住体験を経験されてこちらにいられた方だと承知しておりまして、うち1組は移住体験で滞在した住宅が売却をされるという情報を見て、この機を逃すと誰かに購入されてしまうのではないのかということで移住をされて、その家を購入されたという方でございます。あと、どういった意見をお持ちかということなんですけれども、道内各地へのアクセスがよいと。また、ワカサギ釣りなどのアクティビティー、すながわスイートロードが気に入ったというお声をいただいているということは把握しております。

○議長 多比良和伸君 山下克己議員。

○山下克己議員 135組のうち4組が実際に移住したというのが多いのか少ないのかというのはちょっと判断に難しいところはあるんですけども、私も以前協議会の委員を行政の立場と民間の立場両方で経験させていただいています。行政職員、本当に一生懸命やっています、その行政職員と民間のメンバーが何とか移住に結びつけようと努力している姿も見えてきたんですけども、その協議会の皆さんの努力がこの数字につながっているのかなとは思いますが。今ほど実際に移住された方について説明があったんですけども、砂川市でなければという積極的な理由だとか移住者の共通項的なものはちょっと見えてはこないのかなと。いろいろな理由があって当然なんですけれども、そういう面では見えない感じがしました。1回目の答弁で東京での移住交流フェアにも参加されているということでしたけれども、先ほどは令和6年度のことだったと思うんですけども、令和6年度に限らなくてもいいんですけども、そこでの移住相談の内容やその後の経過など、分けることがあればお伺いいたします。

○議長 多比良和伸君 総務部長。

○総務部長 三橋真樹君 例年東京に移住体験フェアということで受付をしておりますけれども、相談内容で一番多いのは仕事に関することです。移住した後仕事に就けるか、求人情報がありますかというお問合せをいただいているということです。当然その相談を受ける際には求人情報を持った上でいきますし、あと住居に関する相談も多いということで、協議会員の中に住宅の取扱いの資格をお持ちの不動産取引をなりわいとされている方もいらっしゃるの、一緒に行っていただいて相談をしているという状況であります。

また、令和6年度の特徴ということになりますけれども、北海道に移住をして地域おこし協力隊になりたい。地域おこし協力隊を募集しているかと。こういった仕事で協力隊を募集しているかというお問合せがとても多かった。その地域おこし協力隊となって移住をするという方は、若い世代が多かったということでもあります。

あと、住居につきましては、賃貸、購入にかかわらず、その費用、お幾らですかと、家賃相場は幾らですかという相談が多かったということでもあります。あとは北海道に住んだことのない方は、やはり冬期間の生活の不安を口にされていることが多いということもございます。そういった情報と把握をしているということもございます。

○議長 多比良和伸君 山下克己議員。

○山下克己議員 すみません。今の説明ですと協力隊員の相談があった方は実際に移住してきたということではないのでしょうか。今の相談を受けた人たちの中で移住とか、お試しハウスに来てみたとか、そういう方の実績と、経過などは、ありますでしょうか。

○議長 多比良和伸君 総務部長。

○総務部長 三橋真樹君 相談を受けた方で実際に協力隊員になった方という趣旨かと思えますけれども、そういった方はいらっしゃいません。

○議長 多比良和伸君 山下克己議員。

○山下克己議員 いろいろな方の相談を受けながら実施しているということは分かったんですけれども、以前協議会の委員をやっていたときのお話なんですけれども、そのときにもお試しハウスを利用の方が砂川を拠点にいろいろと道内を回って旅行しているんだよという話は聞いていました。先ほどの移住された方にも砂川を拠点にという話も出ていましたけれども、砂川がどこへでも行ける場所にあるという地理的交通面での利便性の高さ、こちらが高く評価されているとも言えるんですけれども、やはり北海道に住むのなら砂川がいいんだ、砂川のこの景色や環境がいいんだという、そういう選択をしてもらえるような取組にしなければこれ以上増えていかないのかなと思います。そうすると、やはりターゲット、対象者、これがどこに設定するのか、どこに住むどのような人が、課で取り組む内容も変わってくるものと思いますけれども、砂川市は移住定住を進めるに当たってターゲットなどをどう考えているのかお伺いいたします。

○議長 多比良和伸君 総務部長。

○総務部長 三橋真樹君 移住の事業で何かターゲットを絞って、来ていただきたい方のターゲットを絞って事業展開しているかと言われますと、ターゲットは絞っていません。ただ、幅広く来ていただきたいと思っています。高齢の方で第2の人生で、仕事を終わられて大自然に囲まれた北海道で暮らしてみたいのだという相談はすごく多いですし、お試し暮らしを利用される方はご年配の方がやはり多いので、そういった方にも砂川を気に入っていただいて住んでいただくことで、そういった方が情報発信をしてくださるということもあると思いますし、子育てするのなら砂川ということで事業展開しておりますので、やはり子育て世帯には来ていただきたいという思いはありますけれども、特段のターゲットを絞って事業をしているということはございません。

○議長 多比良和伸君 山下克己議員。

○山下克己議員 例えば東京で住む、都会の雑踏で暮らしている人が生活を変えたいなと思って、そういう人がもしターゲットになるとしたら、今砂川にあるお試しハウスは民家の中にある古い家、中古の家だと思うんですけれども、そこでお試し暮らしをすることでちょっと魅力を失ってしまうのかなとも思います。いろいろな方を対象にしているということですから、例えばターゲットを絞っていくと、そういうことも突き詰めていくと考えていかなければならないことになるんだと思うんです。近年移住定住のすごい先進地としてよく取り上げられている上士幌町なんかは、お試しハウス、すごく自然豊かな北海道らしい風景が広がる場所に設置されていて、ハウス自体も室内も非常に環境が整っているということをお聞きしています。ターゲットに合わせた取組をすることがより今後の移住定住を促進するものと考えます。例えば砂川でも以前、市内の建設業者で移動可能なコンテナ型のハウスを扱っているところがあったと記憶していますけれども、そのようなハウスをお試し暮らしに活用して、移住を希望する方のニーズに合わせてそういうハウスを利用するとか、そういうこともなかなか面白い試みになるかなとかということを個人的には思

うんですけれども、とにかくすごく砂川の魅力を感じてもらえる、そういう取組を進めていくことが大切かなと思います。

お試しハウスなどの今環境整備のことをちらっと触れましたけれども、一番重要なのが情報発信になるのかなと思います。昨年まで移住定住などの情報発信を行っていた、中心になってやっていたのが地域おこし協力隊員さんだったと思いますけれども、退職後欠員になっていて、今募集中になっているようですけれども、情報発信を含め移住定住に対応する職員体制はどのようなになっているのか伺います。

○議長 多比良和伸君 総務部長。

○総務部長 三橋真樹君 今現在も協力隊員については補充ができていない状況でございますので、政策調整課企画調整係の1名が担当いたしまして業務に当たっておりますが、1人だけではなくて、お試しハウスの清掃とか、受入れ準備ですとか、そういったときには係員で協力しながら対応しているという状況になっておりますので、いかんせん前任の協力隊員、映像関係のスキルが非常に高い職員で、ユーチューブをここまで見ていただけるコンテンツとして作り上げてくださったということもあります。それで、私どもで今回予算を要求させていただいてハンディーで撮れる、ユーチューブにアップできる動画も撮影できるカメラも購入いたしまして、こちらも企画調整係で、例えばすなわちのオープンセレモニーですとか、そういったところの撮影をして、職員がユーチューブを今上げているという状況であります。

また、砂川移住定住促進協議会ということでご説明もさせていただきましたが、こちらには民間の市内の団体さんだけではなくて商工労働観光課、農政課、建築住宅課、こういったところからも職員に事務局員として参画をしていただいているというところでございます。

○議長 多比良和伸君 山下克己議員。

○山下克己議員 協力隊員もそうですし、今は市の職員、結構若い職員が入ってきていると思うんですけれども、多分若い職員の中にはほかのまちから来ている、移住してきたという方もたくさんいると思いますので、そういう方の意見を聞くということも非常に参考になるのかなと思います。

また、協力隊員については、行政職員とは別の視点、自分が移住者の立場であることから、都会からということですので、見えてくることは非常に多いのではないかなと思います。この役割を担う協力隊員こそ移住定住してもらえるようにならなければ、何か砂川市、移住定住に向けて十分な活動をしていないんじゃないか、自ら魅力がないんじゃないかと言っているようなものですので、ぜひ人材の確保とともに就任後の行政のバックアップもお願いしたいなと思います。協力隊員が移住定住するプロセス、それこそがまさに移住定住促進事業のモデルケースになるものだと思いますので、その辺はぜひ進めていただければと思います。

次に、（３）の出会い創出支援事業についてですが、移住定住とともに人口減少を食い止めるためには出生数を増やすことが必要です。もちろん今の世の中はいろいろな価値観や考え方がありますが、そのステップとして結婚する方が増えるということは不可欠だと思います。１回目の答弁で移住促進や結婚対策についてもこの協議会の中でも意見交換しているということでしたので、どのような意見が出ていたのか、またそれを施策や取組等に結びつけた例はあるのかという点について伺います。

○議長 多比良和伸君 総務部長。

○総務部長 三橋真樹君 出会い創出支援事業につきましては、このイベントを企画していただいた、実施していただいた団体さんに市としては補助金を交付をするということを事業としてやっているわけなんですけれども、協議会の中で例えば青年会議所さんとか農協の青年部さんとお話をしたときに、実はマッチングアプリなどで出会いの場を求めている方が非常に参加率が高いんですと。そういった参加者からはアプリケーションではなくてイベントに参加をすると一度に多くの方にも出会えるし、カップルになれなくても友達がつくれるし、そういった部分ではこういったイベントは貴重なんだということで、ごく前向きに受け止めてくださっている方が非常に多いという状況です。今後も引き続きこういったイベントについては継続をしてほしいという意見が過半数であるといった状況を青年会議所さんから、アンケートを取ってくださったので、その集計結果について教えていただいたという状況があります。

また、私どもではあくまでも出会い創出で、出会いのきっかけをつくるイベントを支援するということでございますので、ここで出会った、カップリングされた方がどうなったのかというところまでは把握はしていないという状況でございます。

○議長 多比良和伸君 山下克己議員。

○山下克己議員 もっともっと積極的に市も関わっていくことがもちろん結婚数が増えて出生数にもつながっていくのかなと思うんですけれども、先日の新聞にも出ていましたけれども、協議会に参加するＪＡ新すながわ青年部が今度７月に婚活イベントを実施するということでしたけれども、現代では先ほど言ったようにマッチングアプリなどで知り合ったり、都会であれば民間事業者による婚活イベントなども結構多く開催されているという話は聞きますけれども、砂川ではなかなか出会いの場がないというのが感じられます。少しでも多くの出会いの場が創出されるよう先ほど言ったように行政も積極的に関わっていただきたいと思いますし、協議会の中でも補助金を出すというだけではなく、もっと意見を酌み上げて、どういうことができるかということをしっかり考えていっていただきたいなと思います。以前は教育委員会で青年学園という事業があり、若者が交流する事業などもありましたけれども、婚活ではなくても若者が交流する場自体が今はほとんどなくなっていると感じますので、時代に合った形での出会い創出の場、出会い創出事業の検討などをぜひ全庁的に行ってみよう、総務部ですので、企画調整いただければなと思います。

次に、（４）のシティープロモーションについてですけれども、移住定住の動画についてはホームページ上にアップされており、とても上手にまとめられているなと思うんですけれども、先ほど来言っているようにターゲットが絞られていない、誰が見ても分かるように、見ていいようにというように作られた動画というイメージで、これを見て真剣に移住したいなという、直接人に、そういう人に刺さるのかなというのがちょっと疑問に思う感じなんです、私的には。なかなかここに住みたいというイメージが一つの動画を通じてそのターゲット、その人にとっては感じられないものじゃないかなと思います。広い意味での広報活動ではなくて、先ほど答弁にもあったように、砂川を知ってもらい、移住のきっかけにつながるようなプロモーションをすべきと私は考えるんですけれども、今以上の対応について市で考えていないのかお伺いいたします。

○議長 多比良和伸君 総務部長。

○総務部長 三橋真樹君 今考えておりますのは、各原課、原課で、例えば建築住宅課で子育て支援の住宅支援なども行っている、保健福祉部でも取組を行っている、そういったところを一体的にPRをしていくということは必要かなとは思っておりますけれども、基本十二分に積極的にPR活動についてはしているつもりではあります。ただ、ターゲットが絞られていないのではないのか、その方が見たら一目瞭然になっていないのではないのかなというご指摘だとすれば、そういった部分については今後工夫の余地はあるのかなとは考えております。

○議長 多比良和伸君 山下克己議員。

○山下克己議員 シティープロモーションといってもいろいろな形がありますし、業務量も非常に大きなものになるのかなと思います。最近ではシティープロモーションを専門に担う部署を設置しているというまちもあるようですけれども、砂川市ではシティープロモーションを担う職員体制、恐らく企画等が担っているんだと思うんですけれども、先ほど言ったように協力隊員を含めて、もし現体制ではそこまで手が回らないという部分があるんだとしたら新たな部署を設置するような、そのぐらい積極的な考えはないのかお伺いいたします。

○議長 多比良和伸君 総務部長。

○総務部長 三橋真樹君 シティープロモーションを進めていく、取り組むに当たって新たな部署を設置するという考えは持っておりません。これは、先ほどの話にもなりますけれども、各部署でそれぞれ人を呼び込む、子育て支援をしている事業で実際にやっているわけなので、それぞれの原課、各部でどんどんシティープロモーションという認識を持ってPRをしていくということが必要なのではないのかなと思っています。内向きで言っているわけではなくて、そういった感覚で、事業紹介ではなくて、これは誰のためにやっているんだ、どこに成果を求めているんだということを意識すれば、おのずとご指摘のターゲットを絞ったPRというものにカスタマイズされていくんだらうと思っておりますので、

ここは一つの部署をつくってそこにやらせるということではなくて、シティープロモーションという意識は全ての職場で、全ての部が、全ての職員が認識をした上で展開をしていくべきものだと考えております。

○議長 多比良和伸君 山下克己議員。

○山下克己議員 全ての職員がそういう気持ちを持って取り組んでいただくというのは大変素晴らしいなと思うんですけども、やはりそれを取りまとめて上手に発信しないことにはなかなか普通の人たちには伝わらない部分もたくさんあると思うので、新しい部署をつくるということまでではなくてもいいんですけども、いろいろな連携方法だとか、それを取りまとめる方法だとか、そういうのをしっかり考えていってほしいなと思います。

砂川市は、ずっと住み続けたい、これから住みたい、帰ってきたいと思えるようなまちづくりを進めています。もちろん全てが大切だと思います。先ほどから部長もおっしゃっているとおりですけども、しかし砂川市では、シティープロモーションに恐らく、そういう考えもないということですけども、多くの職員が関われる体制をつくるのは難しいと、これからを考えてもなかなか難しいのかなと思うんですけども、そうであれば多角化、全体にやるのではなくて集中化した施策というのが今後必要のかなと私は思います。シティープロモーションは、先ほどから私はターゲット、ターゲットと言うんですけども、メインターゲットを設定して、その人たちに共感されるブランドイメージ、ブランドメッセージを伝えること、そこが大切なんだなと思っています。動画の配信だけがもちろん手段ではなく、売れるコンテンツをターゲットにいかに売り込んでいく、伝える、それを考えて実行しなければならないものだろうなと思います。

砂川市は、人口減少対策、移住定住に結びつく多くの施策を既に行っているということは私も認識しています。子育て支援をはじめ住宅、福祉、商工労働部門など、他市町村と比較しても決して負けないだけの内容だと思うんです。ただ、これはあくまでスタート地点に立っているだけで、ここからが自治体にとっての勝負だと思うんです。このまちをいかに知ってもらい魅力を伝えるか、伝えたい人に的確に伝えられるか、それが自治体の力だと思います。ですから、シティープロモーションについても砂川市もぜひ積極的に取り組んで、まちの力をアップさせていっていただきたいなと思います。

私は、砂川にはほかのまちにはないストロングポイントというのが少なくとも4つはあると思っています。1つは産婦人科や小児科をはじめどんな患者にも対応できる砂川市立病院があること、2つ目は中心市街地から歩いて行けるすぐのところにオアシスパークという広大な公園があること、3つ目は全国的にも評価の高い人気の物づくり企業が複数あるということ、4つ目は人気のスイーツのお店がたくさんあることです。人口1万5,000人の地方都市でこんなストロングポイントを幾つも持っているまちというのはそうそうないんじゃないかなと思います。このストロングポイントを生かせれば、砂川は移住定住も含めていろいろな面で選ばれるまちになっていくと思います。ぜひ、何度も言うよう

ですけれども、ターゲットに合った施策、プロモーションを今後展開して人口減少を少しでも食い止めていただければと思いますけれども、最後に改めてシティープロモーションに対する市の考え、同じような答えになるかもしれないですけれども、今の話を聞いて、もしあればお伺いしたいと思います。

○議長 多比良和伸君 総務部長。

○総務部長 三橋真樹君 シティープロモーションですけれども、それぞれのまちで様々な取組をやっています。定義を見たときに、市外へのPRということもありますけれども、住んでいらっしゃる住民へのPRということで取り組んでいる事例も見受けられます。地域住民への愛着度の形成ということでシビックプライドという言葉も使われたりしています。私どもがまさに第7期総合計画でやっていることと合致することだと思うんですけれども、先ほど申し上げたとおり出生率もそんなに下がっているわけではない、婚姻数も横並びだ、事業の効果が発現していますとは明確には申し上げられませんが、少なからず効果は認められると思っています。そういったまちづくりを進めていくと、市民の満足度が上がっていく。住んでいらっしゃる方がうちのまちは住みやすい、子育てしやすい。安心して暮らせる。子供が大きくなったら帰ってきて、また砂川に住んでほしい。私ども行政が情報発信するよりも住んでいる方がそういった言葉を、生の言葉をSNSなどで周囲に情報発信してくださると、これほど強いシティープロモーションはないんだろうと思っています。ですので、対外的な情報も移住定住事業のようにやっていくことは必要だと思いますけれども、今住んでいらっしゃる方々の満足度を高めていく、それは決して内向きではなくて、そういった住民の方々の協力も得ながらまちのPRをしていくという手法もあるのではないのかなということで、1回目の答弁とかぶりますけれども、第7期総合計画で掲げる都市像をしっかりと着実に進めていくということを背景にして各部署が協力をして、その認識を持って、シティープロモーションの認識を持って、住んでいらっしゃる方の満足度を上げていくという認識で、これはシティープロモーションなんだと職員がみんな思いながら事業を進めていくということでまちづくりを進めていくことも大切なのではないかと考えているところでございます。

○議長 多比良和伸君 山下克己議員。

○山下克己議員 このまちをよくしていくという市民の気持ち、そしてこのまちの人たちが満足していくという市民が増えていく、このことは非常に大事なことですし、そういうまちじゃないと何もPRできないでしょうし、プロモーションもできないと思います。そのこと自体がプロモーションになるということも十分承知しますけれども、例えば出ていった人が帰ってくるというのはプラス・マイナス・ゼロだと思うんです。やはり人口減少を、今回は人口減少対策というテーマでお話をさせていただいているので、やはり積極的に外からの人を砂川に来てもらうという対策をぜひ行ってほしいという発想でいろいろなこととお話をしているので、部長のおっしゃることも十分承知はいたしますけれども、

それを内向きとは言いませんが、もっともっと積極的な活動、何ができるということをもっと積極的に考えていただいて、先ほど言ったように各課、市役所全体がそういう考えで進むということです、大変素晴らしいことができるんじゃないかなと思いますので、ぜひ今後もそういう施策を繰り広げていただきたいなと思います。

終わります。

◎延会宣告

○議長 多比良和伸君 本日はこれで延会します。

延会 午後 2時43分